

横須賀市基本計画（2011～2021）

原 案

この冊子には、計画の内容をよりわかりやすくするために、以下のパブリック・コメント手続きの対象とならない部分も参考情報として記載しています。

【パブリック・コメント手続きの対象とならない部分】

- I 「第5章 まちづくり政策」の「関連する主な分野別計画」、「関連する主な条例」、「主な事業」
- II 「第6章 まちづくりの推進姿勢」の「関連する主な分野別計画」、「関連する主な条例」、「主な事業」
- III 「資料編」のすべて

なお、「関連する主な分野別計画」と「関連する主な条例」については、最も関連の深いまちづくり政策又はまちづくりの推進姿勢に記載しています。

例) 48ページの「関連する主な分野別計画」欄に記載している「横須賀市都市計画マスター プラン」は、「1 いきいきとした交流が広がるまち」や「5 安全で快適に暮らせるまち」にも関連しますが、最も関連の深い「2 海と緑を生かした活気あふれるまち」に記載しています。

※ I・IIについては、対象外部分を点線で囲んだ上、網掛け [] で明示しています。

2010年（平成22年）9月

横 須 賀 市

目 次

序 章.....	1
1 基本計画策定の目的.....	1
2 基本計画の位置付け.....	2
3 基本計画の計画期間.....	3
4 基本計画の進行管理.....	3
第1章 社会経済環境の変化と横須賀が抱える主要な課題	5
1 少子高齢化と人口減少の急速な進展.....	5
2 厳しい財政状況.....	8
3 環境配慮への機運の高まり.....	11
4 地域経済活性化への期待.....	14
5 安全・安心への要請.....	15
6 成熟型社会の進展.....	17
7 地方自治の確立.....	18
第2章 計画の条件.....	19
1 人口・世帯数.....	19
2 産業.....	23
3 土地利用.....	24
第3章 政策展開の基本方針	27
1 横須賀を取り巻く環境変化への対応の必要性.....	27
2 政策展開の基本方針	27
第4章 重点プログラム	29
1 重点プログラムの位置付け.....	29
2 重点プログラムのねらい.....	29
3 重点プログラムの内容	30
第5章 まちづくり政策	37
1 いきいきとした交流が広がるまち.....	37
2 海と緑を生かした活気あふれるまち.....	48
3 個性豊かな人と文化が育つまち.....	69
4 健康でやさしい心のふれあうまち.....	83
5 安全で快適に暮らせるまち.....	96
第6章 まちづくりの推進姿勢	119
1 市民協働によるまちづくりの推進.....	119
2 効率的な都市経営の推進.....	126
3 地方分権と広域連携の推進.....	132
資料編.....	137
1 総合計画審議会の概要	138
2 横須賀市基本計画の策定に関する特別委員会の概要	144
3 計画策定に関する市民参加の概要	147

序 章

1 基本計画策定の目的

本市では、1997年（平成9年）に長期的なまちづくりの目標として「国際海の手文化都市」を都市像とする「横須賀市基本構想」を定めました。また、翌年の1998年（平成10年）には、基本構想を実現するための基本的な政策・施策を示した「横須賀市基本計画」をスタートさせました。

この基本計画は、基本構想が目標年次とする2025年（平成37年）までの前半部分を担うものでしたが、2010年度（平成22年度）をもって計画期間が終了したため、このたび、2011年度（平成23年度）から始まる新たな基本計画を策定しました。

前基本計画の期間では、道路などの都市基盤やヴェルニー公園などの交流拠点のほか、横須賀総合高校などの知的環境の整備はかなり進みました。また、特定建築等行為条例をはじめとする独自条例の制定や行政評価、IT^{※1}への取組みなどでは、地方分権のフロントランナーとして対外的に高い評価を得、総じて、中核市としての「存在感」は高まったと言えます。

しかし、今日の本市を取り巻く環境は、地域経済、交通、環境面などの様々な課題と、少子高齢化、人口減少、財政への不安といった多くの自治体が直面している問題を同時に抱えるという、大変厳しい状況に置かれています。

今後本市が、このような困難な状況を克服し、夢のもてる明るい豊かな社会を実現していくためには、喫緊の課題への対応はもちろんですが、同時に、中長期を展望し、高い目標を掲げて市政運営を行っていかなければなりません。また、住民自治^{※2}に根ざした地域社会を確立していかなければならないという命題も課されています。

そのために本基本計画を策定し、未来を支える人材が育つ環境づくり、高齢者の活力が生かされる環境づくり、人を惹きつける魅力的な環境づくりを着実に推進するとともに、市民の力が十分に発揮される自治の枠組みづくりに取り組み、人が生き、魅力と活力に満ち溢れた横須賀の実現をめざします。それは、基本構想に掲げる「自然環境をはぐくみながら、人々がさまざまな交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活の実現」であり、「国際海の手文化都市」に通ずるものです。

本基本計画では、引き続き「国際海の手文化都市」を市民の皆さんとともにめざす都市像として、これを実現するための政策・施策を明らかにします。

【用語解説】

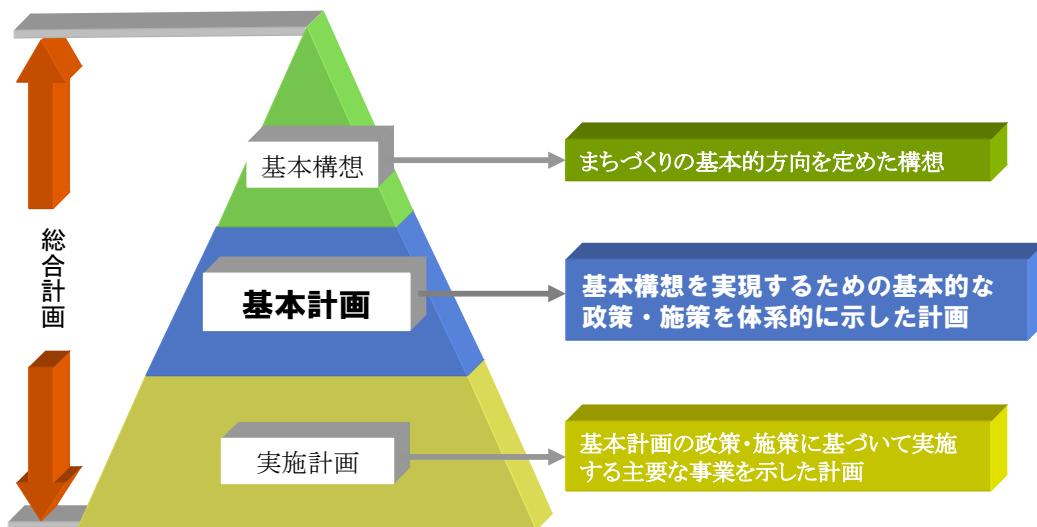
^{※1} IT：「Information Technology（情報技術）」の略。一般に、コンピュータやネットワークに関する技術全般を指す。

^{※2} 住民自治：地方の運営を、その地方の住民の意思に基づいて行うという概念。

2 基本計画の位置付け

基本計画は、市の最上位計画である総合計画の一部です。総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成され、基本計画は中間に位置する計画です。

図 総合計画の構成と基本計画の位置付け



◆基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的方向を定める構想です。めざす都市像を「国際海の手文化都市」とし、その実現のためのまちづくりに関する基本戦略、基本条件、政策の目標及び推進姿勢を定めています。これらの基本的方向は、「基本計画」及び「実施計画」の基礎となっています。

◆基本計画

基本計画は、「基本構想」を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示す計画です。市の計画的行財政運営の指針としての役割、市民や事業者等のまちづくり活動のよりどころとしての役割、旧軍港市転換法^{※2}に基づく旧軍港市転換計画としての役割をもっています。

◆実施計画

実施計画は、「基本計画」に示した基本的な政策・施策に基づいて、3年又は4年の期間に実施する主要な事業を示す計画です。予算編成及び事業実施の指針としての役割をもっています。

【用語解説】

^{※3} 旧軍港市転換法：旧軍港市（横須賀市、吳市、佐世保市及び舞鶴市）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的として制定された法律。この法律に基づき、旧軍の財産を転用や活用する場合は、その財産に関して無償譲渡や無償貸与など、国から特別の措置を受けることができる。

3 基本計画の計画期間

基本構想が目標年次とする 2025 年（平成 37 年）までの後半部分を担う計画として、2011 年度（平成 23 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）の 11 年間を計画期間とします。

図 基本構想・基本計画・実施計画の期間



4 基本計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、定期的な進行管理を行います。また、計画期間中に社会情勢の大きな変化が生じた場合には、見直しを検討します。

第1章　社会経済環境の変化と横須賀が抱える主要な課題

1 少子高齢化と人口減少の急速な進展

人口動態統計（厚生労働省）によれば、わが国の合計特殊出生率^{※4}は、1997年（平成9年）以降1.4を下回る水準で推移し2008年（平成20年）には1.37になっています。また、2005年（平成17年）国勢調査（総務省）によれば、全国の高齢化率^{※5}は20%を超え、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2024年（平成36年）に30%を超えると見込まれています。さらに、総人口を見ると、人口減少が進み、2046年（平成58年）には1億人を下回ると見込まれています。

こうした中、本市の人口は1992年（平成4年）をピークに減少傾向にあります。加えて、少子高齢化が急速に進展しており、総人口に占める年少人口割合の低下傾向が続く一方、老年人口の割合については神奈川県を上回るペースで上昇し続けています。また、生産年齢人口については、神奈川県より早い時期から減少傾向を示しています。

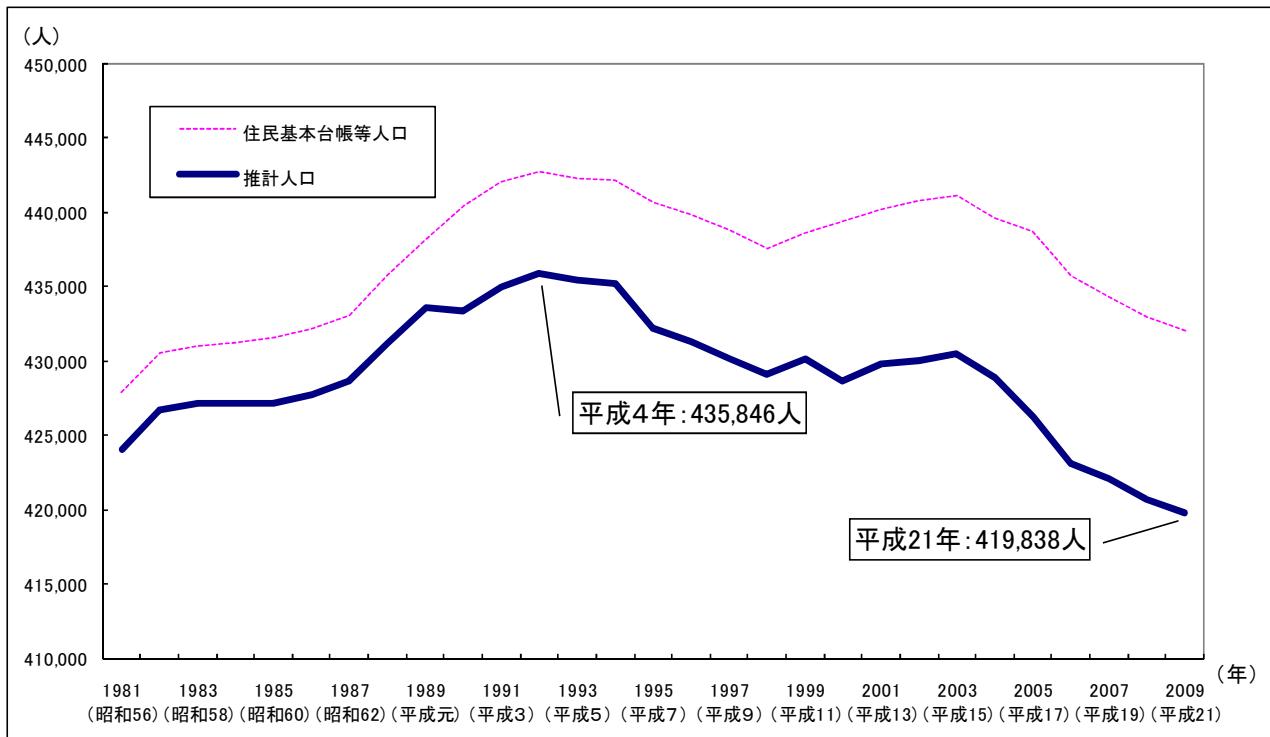
高齢化の進展や生産年齢人口の減少は、歳出の増大、歳入の減少を招き、少子化の進展は、将来の労働力人口^{※6}の減少を招くなど、財政の悪化や都市活力の低下を助長する要因になると考えられます。

今後は、出産・子育てに関する支援や教育環境の充実、雇用の創出や広域的な公共交通網の充実などにより、特に子育て世代の転出を抑制し、転入を促進することが課題となっています。また同時に、安心・快適に移動できる域内公共交通網の整備や誰もがいつまでも健康でいきいきと活躍しながら暮らせる環境の充実などにより、更なる高齢化の進展に備えていくことが課題となっています。

【用語解説】

- ※4 合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均値。
- ※5 高齢化率：65歳以上の高齢者が総人口に占める割合。
- ※6 労働力人口：就業者と完全失業者の合計。15歳以上人口から家事、通学等に従事している人を除いた人数。

図 横須賀市の人団の長期的推移

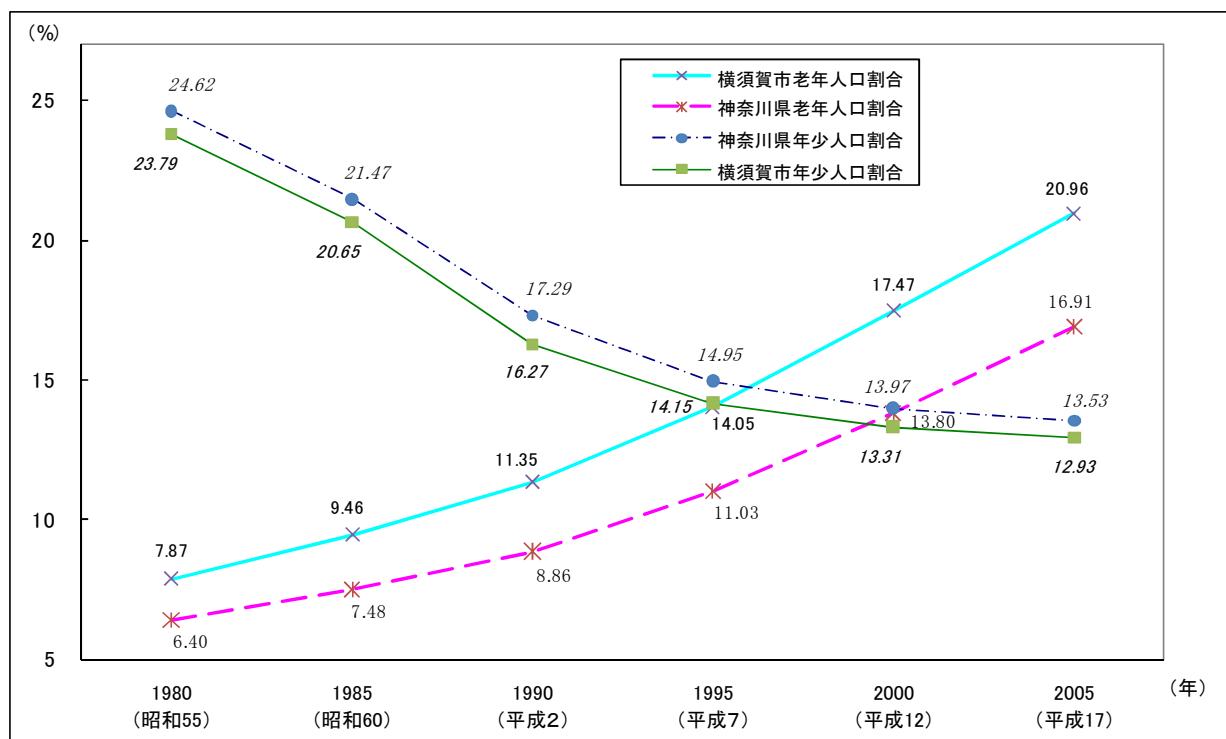


注1) 住民基本台帳等人口は、住民基本台帳登載人口と外国人登録法による登録者数を合算した数値。

注2) 推計人口は、国勢調査結果（軍人・軍属及びその家族を除いた外国人含む）を基準とし、自然増減（出生・死亡）及び社会増減（転入・転出）を加算した数値。

資料：横須賀市統計書ほか

図 神奈川県、横須賀市の年少人口割合と老人人口割合の推移



資料：国勢調査

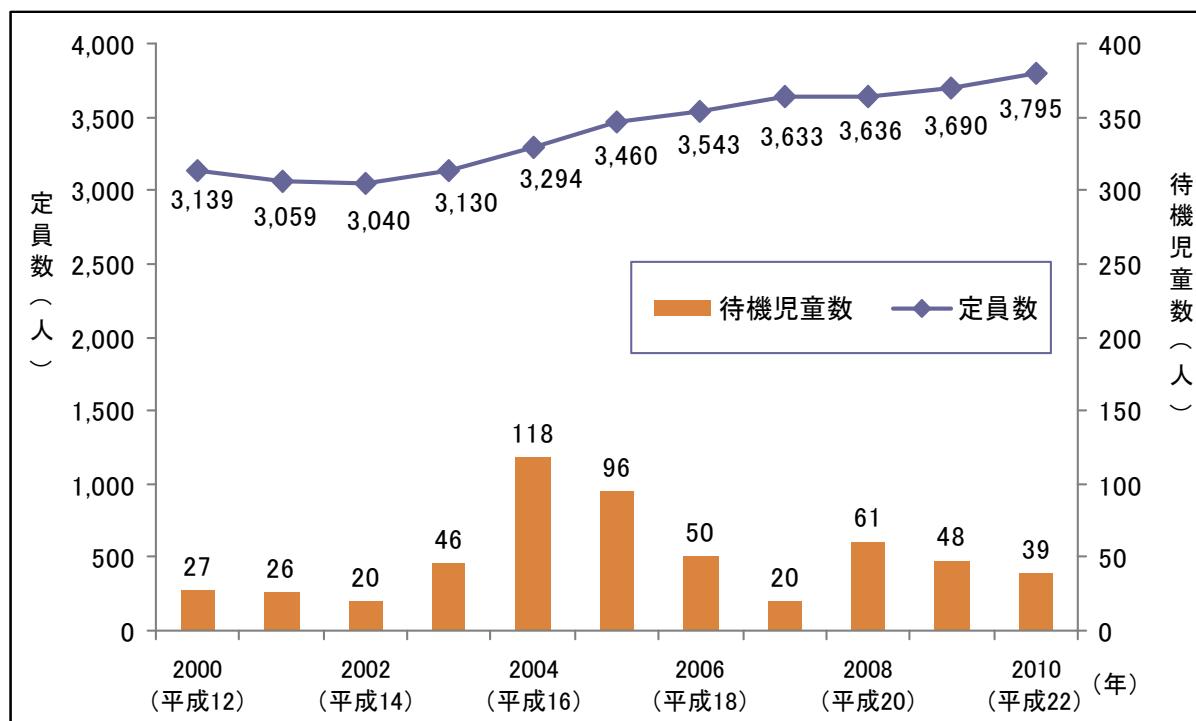
表 全国、神奈川県、横須賀市の近年の年齢三区分別人口の推移（人）

	全国			神奈川県			横須賀市		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
1980年 (昭和55年)	27,507,078	78,834,599	10,647,356	1,703,063	4,772,542	443,048	100,145	287,668	33,113
1985年 (昭和60年)	26,033,218	82,506,016	12,468,343	1,595,127	5,277,568	555,885	88,173	298,465	40,419
1990年 (平成2年)	22,486,239	85,903,976	14,894,595	1,375,769	5,874,445	704,596	70,473	313,545	49,146
1995年 (平成7年)	20,013,730	87,164,721	18,260,822	1,231,943	6,098,448	908,467	61,165	310,247	60,725
2000年 (平成12年)	18,472,499	86,219,631	22,005,152	1,184,231	6,121,470	1,169,528	56,940	296,241	74,760
2005年 (平成17年)	17,521,234	84,092,414	25,672,005	1,184,631	6,088,141	1,480,262	55,085	281,732	89,292

注) 年少人口は0歳～14歳、生産年齢人口は15歳～64歳、老年人口は65歳以上

資料：国勢調査

図 市内認可保育園の定員と待機児童数の推移



資料：横須賀市こども育成部資料

2 厳しい財政状況

経済の低迷に伴う税収の伸び悩み、少子高齢化に伴う社会保障経費の増大などにより、本市の財政は大変厳しい状況にあります。

財政の硬直度を示す経常収支比率^{※7}について全国市町村の平均を見ると、2001年度（平成13年度）の84.6%から2009年度（平成21年度）の91.8%に上昇しており、また中核市^{※8}平均についても、近年上昇傾向となっています。

こうした中、本市は2005年度（平成17年度）に急速に悪化した後、95%前後で推移しており、中核市平均の値を大きく上回っている状況が続いています。また、借金にあたる市債は、計画的に減少させましたが、2009年度（平成21年度）時点で、その残高は約3,079億円となっています。さらに、貯金にあたる財政調整基金^{※9}は、2004年度（平成16年度）をピークに減少に転じ、2008年度（平成20年度）・2009年度（平成21年度）には増加したものの、その残高はピーク時とは大きく隔たりがあります。

生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展などにより、これからも本市の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。

今後は、これまで以上の創意工夫や選択と集中の考え方による取組みを進め、歳出を抑制していくとともに、財政構造を改善していくために、歳入増に結びつく政策を長期的視点で推進していくことが課題となっています。

また、財政に関する計画や財政状況が分かる情報を定期的に市民に公表するなど、本市が抱える財政的な課題を行政と市民が共有していくことも課題となっています。

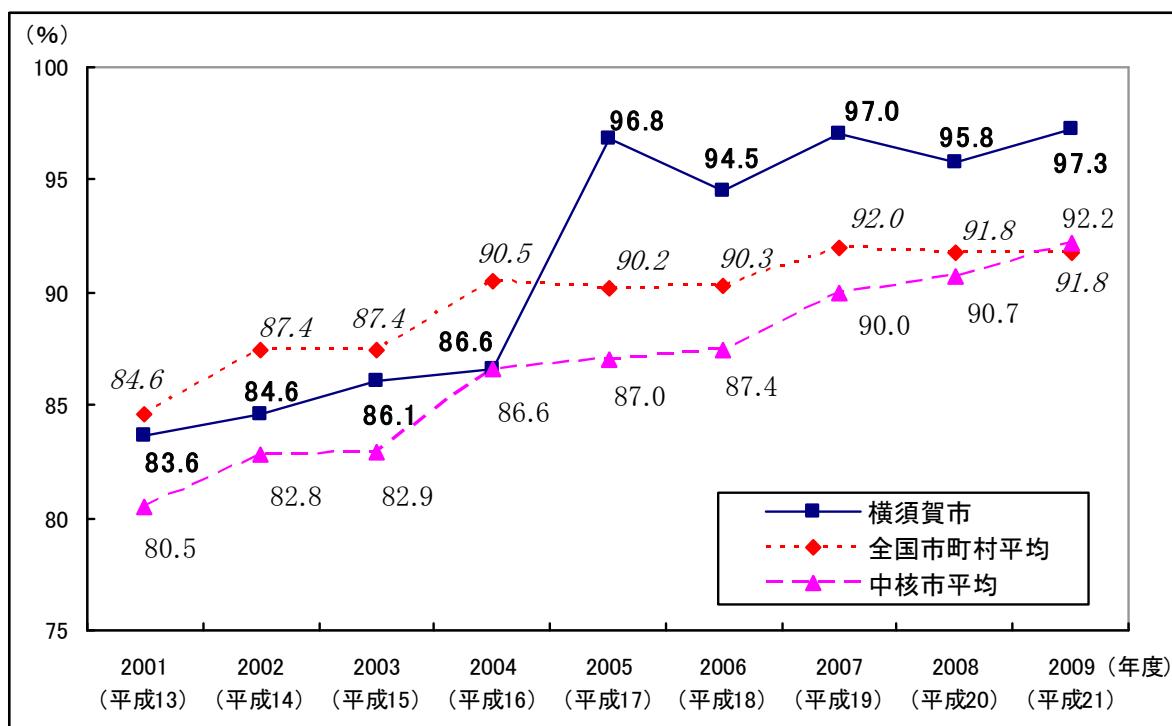
【用語解説】

^{※7} **経常収支比率**：市の歳出のうち、人件費や借入金の返済など毎年決まって支出される経費が、市税などの使い道が特定されない財源（一般財源）に占める割合。この指標が低いほど、いろいろな事業に使えるお金の余裕があるということになる。

^{※8} **中核市**：人口30万人以上で、地方自治法に基づき、都市の申し出によって政令で指定される市。中核市になると都道府県が処理している事務の一部を自ら処理できるようになる。平成22年4月1日現在、全国では、横須賀市を含む40市が中核市に指定されている。

^{※9} **財政調整基金**：財政が厳しい年度に備えて地方公共団体が行う積立て。

図 経常収支比率の推移



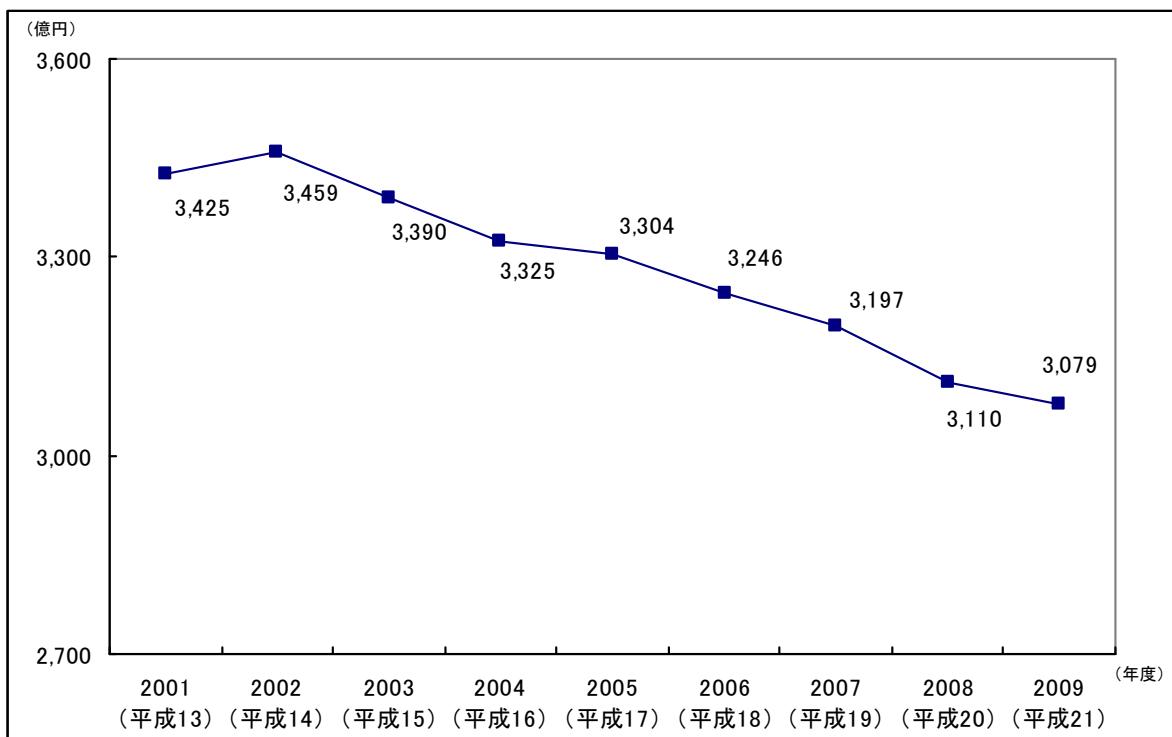
注1) 全国市町村平均の平成21年度は、速報値。

注2) 中核市平均の平成21年度は、横須賀市財政部の調査に基づく数値。

注3) 平成17年度は、市税が約31億円、地方交付税が約30億円減少するなど経常一般財源収入が約67億円減る一方、生活保護費や国民健康保険など社会保障経費が約13億円増加したため数値が悪化。

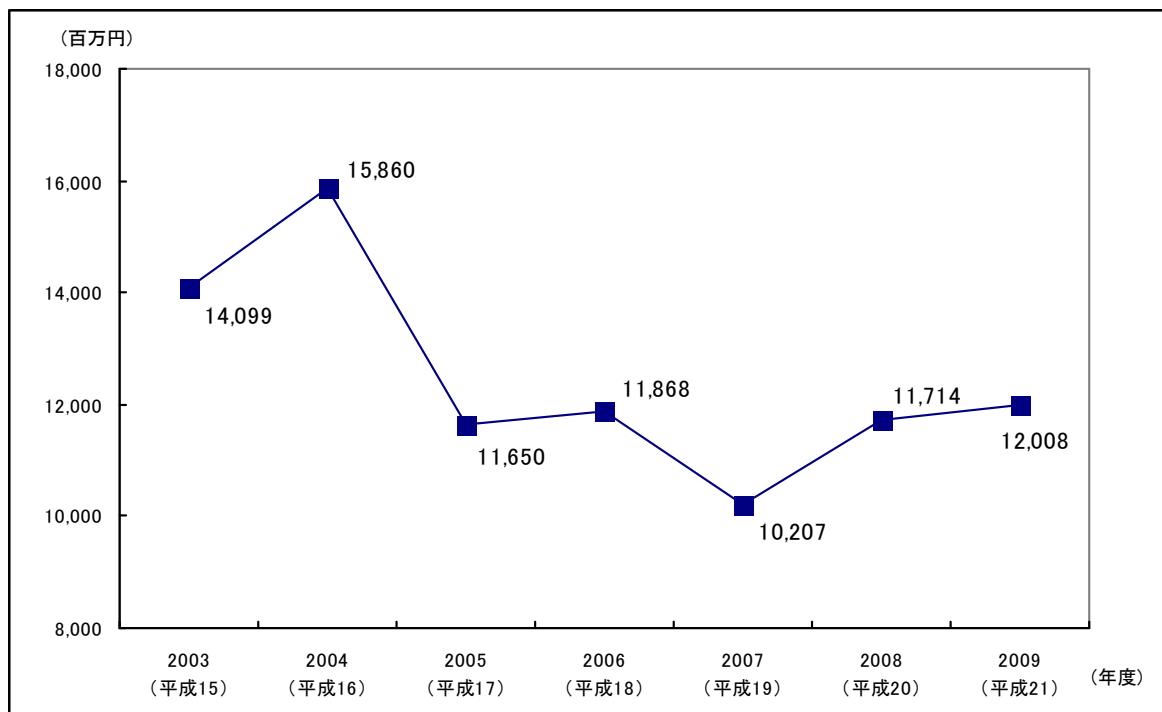
資料：地方財政の状況（総務省）、横須賀市財政部資料

図 市債残高の推移（全会計）



資料：横須賀市財政部資料

図 財政調整基金残高の推移



資料：横須賀市財政部資料

3 環境配慮への機運の高まり

都市化による自然環境の破壊は、二酸化炭素の吸収源である緑地の減少や、多様な生物の生息環境の侵食など、地球環境に大きなダメージを与えてきました。また、大量生産・大量消費型の社会経済システムは、生活水準の向上をもたらす一方で、廃棄物の増大を招くとともに、大気汚染、水質汚濁など地域レベルでの環境だけではなく、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、地球レベルでの環境にも深刻な影響を与えてきました。

こうした中、本市の自然環境は、海岸線の水辺空間や市域中央部の丘陵地の豊かな緑などを有し、首都圏にありながら大変恵まれていると言えます。こうした特長は市民にも本市の魅力として評価されており、市民アンケート調査によると、市民の83.1%が、本市の魅力的な点として「海や緑などの自然環境に恵まれている」ことを挙げ、市民が本市のシンボルと感じている点として「海や海を中心とする自然環境」を第1位として挙げています。

また、市民が考える力点を置いてほしい環境政策は、自然環境を保全することに次いで、公害対策を進めること、リサイクルを進めること、温室効果ガス^{※10}排出削減に取り組むことが多く、環境負荷の低減についても高い関心が寄せられています。

今後も、生物多様性^{※11}の保全・利用に配慮しながら、本市の大きな魅力である多様で豊かな自然環境の保全・創出に取り組み、自然と調和した潤いのある都市環境の整備・充実を進めていくことが課題となっています。同時に、地球温暖化対策など低炭素社会^{※12}への転換や廃棄物対策の推進など、環境に対する負荷を低減していくことも課題となっています。

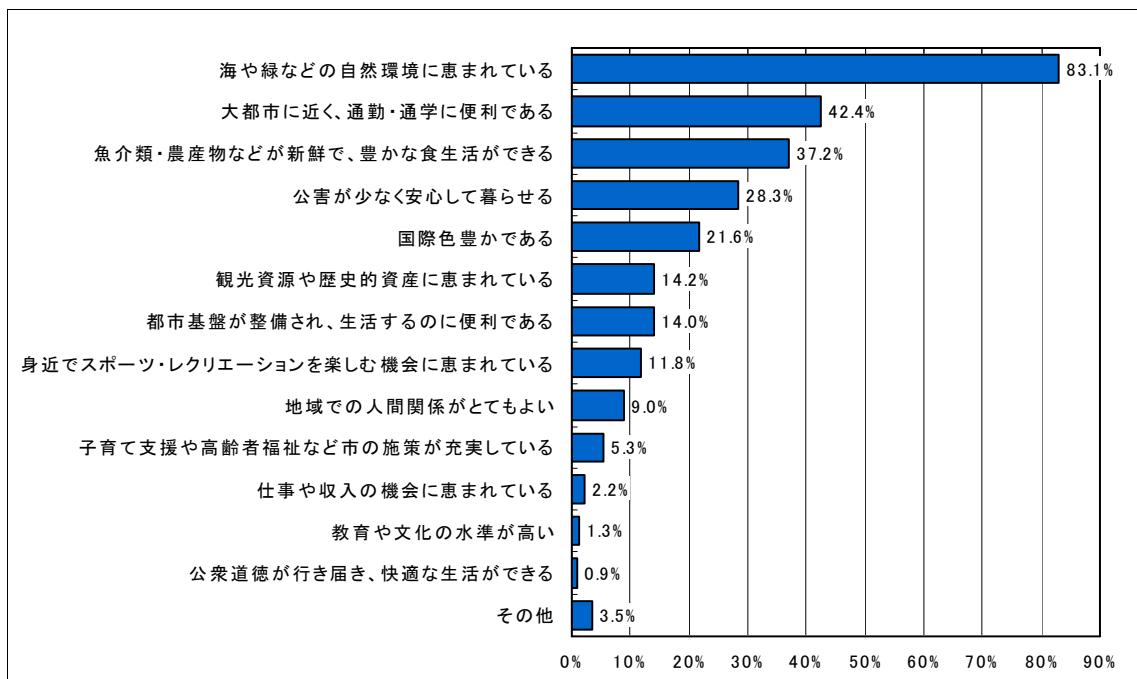
【用語解説】

^{※10} 温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。

^{※11} 生物多様性：地球上のさまざまな生物が、多様な「遺伝子、種、生態系」を維持し、生物界としてバランスのとれた状態にあること。

^{※12} 低炭素社会：地球全体の平均気温が上昇する地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、炭素の排出量が少ないエネルギーへの転換など環境配慮を徹底する社会システムのこと。

図 横須賀の魅力的なところ



注1) 回答数は2,150人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

表 市民が横須賀のシンボルと感じているもの

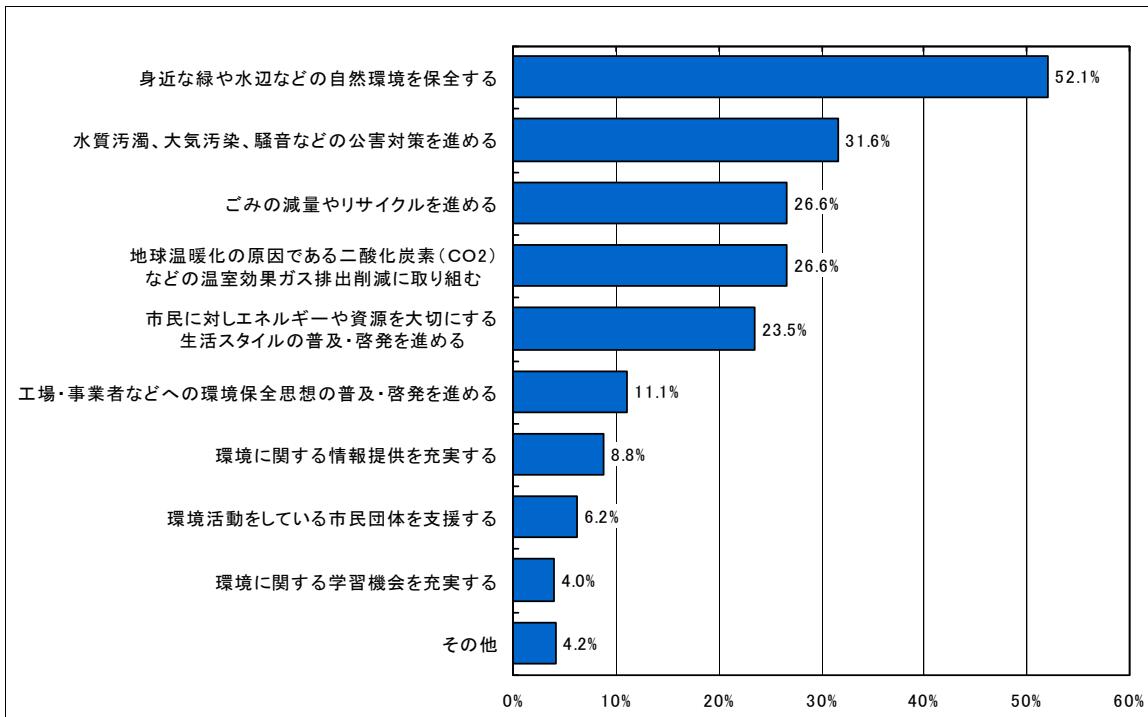
順位	主要項目	回答件数
1位	海や海を中心とする自然環境	881
2位	米軍・自衛隊の基地	665
3位	山や緑	259
4位	港や船	139
5位	観音崎	138
6位	ペリー・開国	137
7位	三笠公園・記念艦三笠	130
8位	猿島	100
9位	祭・花火大会	99
10位	灯台	66
11位	美術・芸術	49
12位	どぶ板通り	46
12位	カレー	46

注1) 回答数は1,704人

注2) 複数回答（回答が30件以上あったもの）

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

図 環境政策に関する今後の力点



注1) 回答数は2,120人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

4 地域経済活性化への期待

交通機関の進化、情報通信技術の高度化などにより、人、物、金、情報が短時間で世界中を移動できるようになり、経済のグローバル化が急速に進展しています。また、世界規模での企業再編が繰り広げられ、グローバル化に対応できる経営基盤や高付加価値化に向けた技術開発が求められています。

こうした中、本市の経済は、自動車、造船などの大規模製造業に牽引され発展してきましたが、近年は、情報通信産業の誘致を進めるなど産業構造の多角化に努めてきました。

今後は、既存産業の高付加価値化・活性化、新たな成長産業や雇用吸収力の高い産業の誘致を進めるとともに、公共的支出が地域に還元され、それが循環し続けるような仕組みづくりを進めるなど地域経済を活性化させることが課題となっています。

また、羽田空港再拡張など周辺の環境変化については、企業や観光客誘致の観点から好機として確実に捉えていかなければなりません。

さらに、本市の地域資源を積極的に活用していくことや、地場産品の素晴らしさを市民一人ひとりが認識し、それらを消費に結びつける地産地消を促進していくことも課題となっています。

表 企業等立地促進制度の適用企業件数

区分	制度適用企業件数	制度適用企業件数の内、進出地区別件数				
		YRP	海辺 ニュータウン	久里浜 テクノパーク	久里浜港	その他
1999年度 (平成11年度)	2	1	1	0	0	0
2000年度 (平成12年度)	0	0	0	0	0	0
2001年度 (平成13年度)	5	1	3	0	0	1
2002年度 (平成14年度)	0	0	0	0	0	0
2003年度 (平成15年度)	8	5	1	1	1	0
2004年度 (平成16年度)	2	1	0	0	0	1
2005年度 (平成17年度)	3	0	1	0	1	1
2006年度 (平成18年度)	1	0	0	1	0	0
2007年度 (平成19年度)	3	1	1	0	0	1
2008年度 (平成20年度)	5	0	2	1	0	2
2009年度 (平成21年度)	3	0	1	0	0	2
合 計	32	9	10	3	2	8
上記の内、制度 適用企業実数	29	7	9	3	2	8

注1) 企業等立地促進制度とは、企業等立地奨励金及び拡大再投資奨励金、税軽減、融資の制度をいう。

注2) 制度適用企業件数とは、企業が企業等立地促進制度のいずれかを利用した際にカウントする。

注3) 制度適用企業件数には同一企業が重複して利用している場合が含まれるため、制度適用企業実数とは一致しない。

5 安全・安心への要請

犯罪白書によると、全国の一般刑法犯^{※13}の認知件数^{※14}は近年減少傾向にあるものの、詐欺・傷害・暴行など比較的生活に身近なところで起きる犯罪の認知件数は依然として高い水準にあります。また災害については、近年、全国で大規模地震やゲリラ豪雨^{※15}などが頻発しています。

こうした中、本市では、人口千人当たりの刑法犯罪認知件数が2002年（平成14年）をピークに減少しており、その値は常に県全体を下回っていますが、全国的な傾向と同様に、生活に身近なところで起きる犯罪の認知件数は高い水準にあります。また、災害については、本市の地形的状況などから、地震災害や風水害による、がけ崩れ、家屋倒壊、ライフライン^{※16}の損壊など様々な被害が懸念されています。

さらに市民意識に目を向けると、「市民生活の安全・安心の向上」が市民アンケート調査において優先度の高い政策の上位に挙げられており、市民は防災や治安の向上を強く望んでいることが分かります。

今後も、更に安全で安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、自助・共助・公助^{※17}の枠組みを取り入れながら、犯罪の一層の抑制を図っていくとともに、災害の予防と発災時の被害抑制に向けて、都市基盤や防災体制を整備、強化することが課題となっています。

【用語解説】

※13 一般刑法犯：刑法犯全体から自動車運転過失致死傷などの交通事故関係を除いた犯罪。

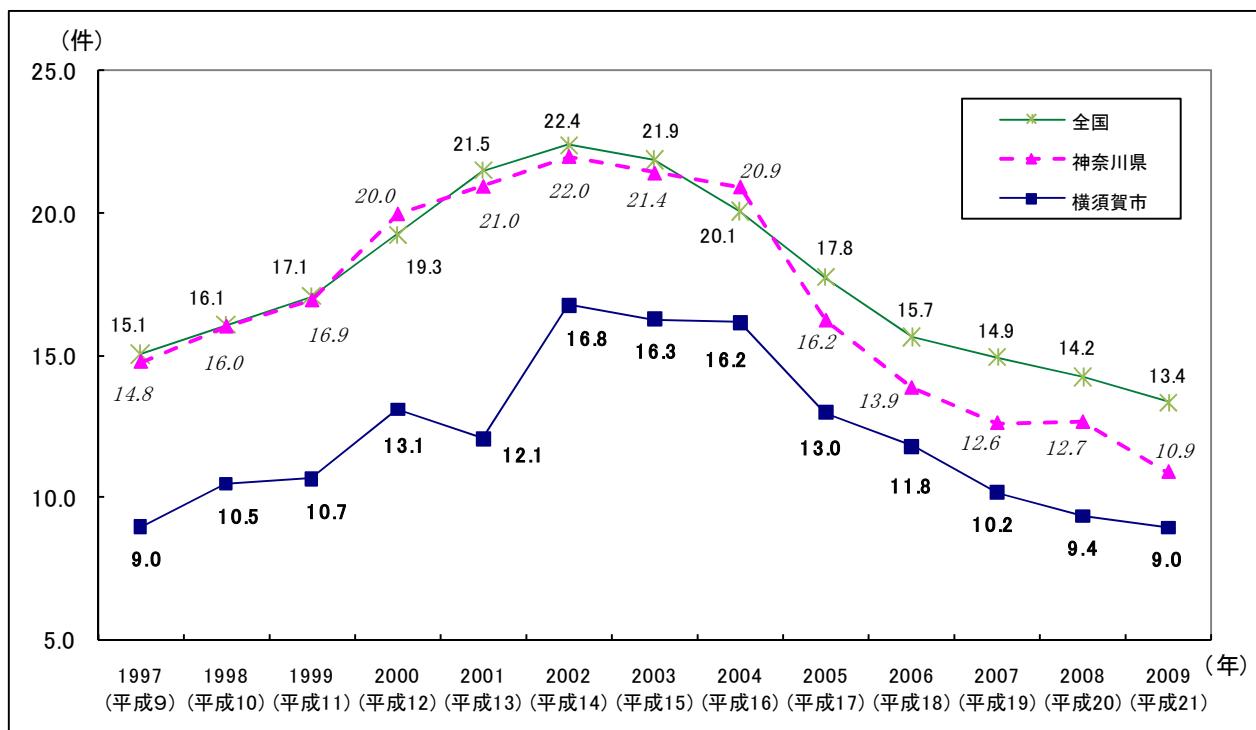
※14 認知件数：犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他のきっかけにより、警察等が発生を認知した事件の数。

※15 ゲリラ豪雨：突発的で、局所的な集中豪雨のこと。

※16 ライフライン：日常生活に必要とされる水道・ガス・電気・通信等に関する設備の総称。

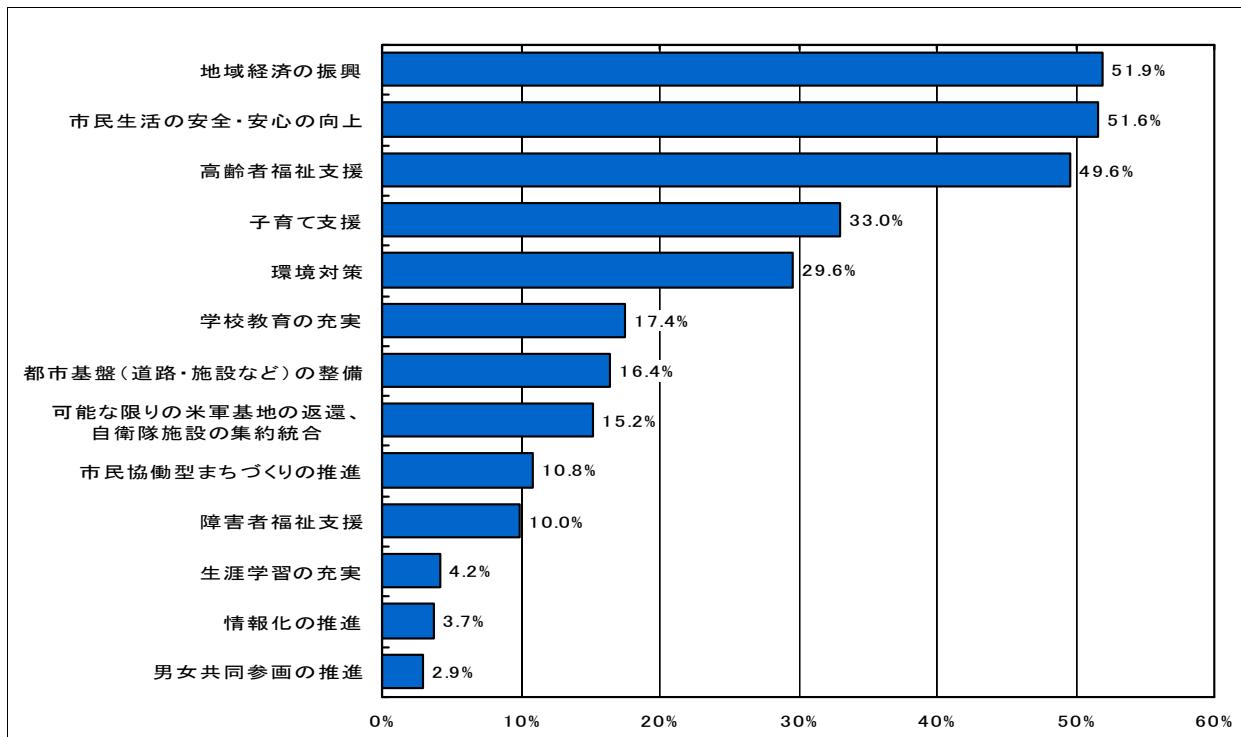
※17 自助・共助・公助：自助とは自分自身の責任で自分や家族・財産を守ること、共助とは地域で互いに解決すること、公助とは行政が解決・支援することを指す。自助・共助・公助の3つが連携することが大切だといわれている。

図 人口千人当たりの刑法犯罪認知件数の推移



資料：横須賀市市民安全部資料

図 市民アンケートから見た政策の優先度



注1) 回答数は 2,115 人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

6 成熟型社会^{*18}の進展

社会が成熟段階を迎えた今日、自由時間の増加や家族構成の多様化などを背景として、個性が尊重され、人々の価値観も多様化しています。また、情報社会^{*19}の進展により、誰もがそれぞれの個性に応じて関心を持つ多様な情報を、場所・日時を問わずにやりとりができるようになっています。しかし、同時に、個人情報の保護や利用上の安全面での課題、コミュニケーション能力の欠如などの課題も生じています。これら情報社会の負の影響や、コミュニティの希薄化による地域の人材育成機能の低下、企業の雇用形態の変化など近年の社会経済環境の変化は、新たな労働力となるべき若年層におけるフリーター^{*20}やニート^{*21}の増加、所得格差の拡大を生む要因のひとつとなっています。

こうした中、本市においては、世界の人々とのコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育むための国際教育、児童・生徒が主体的に情報を活用できるようにするための情報教育、望ましい勤労観や職業観を育成するためのキャリア教育^{*22}を行うなど、自らの力で時代を切り開くことができる力強い人材の育成を進めています。

今後は、さらに人々の個性と価値観に応じた、国際社会にも通用する多様な能力を持った人材の育成を図るとともに、若年層はもちろんすべての市民が社会に対し責任を果たし、生きがいを感じることができるよう、地域において誰もが社会参加しやすい環境を整備することが課題となっています。

【用語解説】

*18 **成熟型社会**：経済や都市の人口が一定のレベルに達して低成長もしくはこれ以上増加しない状況にある社会のこと。「物の充足」から「心の充足」が重視されていく社会。

*19 **情報社会**：情報技術が発達し、情報が他の様々な資源と同様に価値を持ち、積極的に活用されている社会のこと。

*20 **フリーター**：15歳から34歳の男性又は未婚の女性で、正社員ではなくアルバイト・パートの形態で勤労している者もしくはこれを希望する者（「平成16年版労働経済の分析」（厚生労働省）での定義）。

*21 **ニート**：「Not in Education, Employment or Training」の略で、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者を指す。

*22 **キャリア教育**：望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと（平成11年12月中央教育審議会答申での定義）。

7 地方自治の確立

地方自治の本旨といわれる「団体自治^{※23}」と「住民自治」の確立が期待されています。1995年（平成7年）施行の地方分権推進法^{※24}や2000年（平成12年）施行の地方分権一括法^{※25}などにより進められてきた地方分権改革では、国から地方へと権限及び財源が移譲され、地方が自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う「団体自治」の確立に向けた取組みが進められ、さらに強化されようとしています。自治体には、今まで以上に、効率的かつ効果的な行政経営が求められています。

一方、団体自治が進展してきた現在、住民が主体となってまちのあり方を決め、活気に満ちた地域社会をつくる「住民自治」の確立が求められています。しかし、本市に目を向けると、まちづくりに参加する機会の提供はできいても、地域住民が主体となって自分達の身近な課題に取り組める環境の提供については、十分でない状況です。

今後は、地域の身近な課題はその地域の住民自らが解決することができる環境を形成するため、制度の構築や人材の育成を進めていくことが課題となっています。

また、住民自治の考え方を通じる活動として、個人や任意のボランティア組織、NPO^{※26}、企業など多様な主体が、行政と積極的にかかわりながら、これまで行政が担ってきた領域や、地域における新たな公共的・公益的な活動を担っていく「新しい公共」が全国的に注目されています。

本市においても、これまで以上に、これら多様な主体が行う活動に自らが張り合いを持てるように、またその活動が市民ニーズに応じたものになるように支援・コーディネートしていくことが課題となっています。

【用語解説】

^{※23} **団体自治**：地方の運営を、国とは別の自治権を持つ独立した組織（地方公共団体）が行うという概念。

^{※24} **地方分権推進法**：1995年（平成7年）に施行された5年間の時限立法。国と地方公共団体との役割分担を明確にし、国から地方公共団体への権限移譲や国の関与の抑制、権限移譲に伴う地方財源の充実や行政体制の強化などの方針を定めたもの。

^{※25} **地方分権一括法**：2000年（平成12年）に施行された法律。地方公共団体の事務に関する規定のあるさまざまな個別法を一括して改正し、国から地方への権限移譲や国の関与の抑制を推進したもの。

^{※26} **NPO**：「Non Profit Organization」の略で、様々な分野での社会活動を行い、事業で得られた収益を団体の構成員に配分することを目的とせず、社会貢献活動に充てる団体のこと。

第2章 計画の条件

本基本計画を通じて実現していくまちの規模、構造等に関する3つの条件を示します。これらは、まちづくりの基本となるものであり、全ての政策・施策の前提条件となるものです。

1 人口・世帯数

人口推計に基づき、計画最終年である2021年（平成33年）の将来人口を約39万人とします。また、総世帯数は、2020年（平成32年）※注で約15万6千世帯とします。

（1）人口総数

2007年（平成19年）10月1日の住民基本台帳人口及び同年9月30日の外国人登録者数を基準人口にした将来推計によると、基本計画期間内における人口の動きは減少が続き、計画最終年の2021年（平成33年）の人口は390,106人になると予測されます。

（2）年齢3区分別人口

・年少人口（0-14歳）

年少人口は、2007年（平成19年）の55,380人（総人口比12.8%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には39,869人（総人口比10.2%）に減少すると予測されます。

・生産年齢人口（15-64歳）

生産年齢人口は、2007年（平成19年）の281,551人（総人口比64.8%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には229,924人（総人口比58.9%）に減少すると予測されます。

・老人人口（65歳以上）

老人人口は、2007年（平成19年）の97,424人（総人口比22.4%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には120,313人（総人口比30.9%）に増加すると予測されます。

（3）行政センター管内別人口

各行政センター管内別人口は、減少の幅に差はあるものの、2007年（平成19年）と比較して計画最終年の2021年（平成33年）にはすべての地域で減少すると予測されます。

※注 世帯数は、国勢調査の数値を基準として5年ごとに推計していることから、基本計画最終年ではなく、直近の2020年（平成32年）の数値で示している。

(4) 総世帯数

総世帯数は、2005年（平成17年）の国勢調査の数値を基準に5年ごとの推計を行った結果、2010年（平成22年）の164,168世帯をピークに減少に転じ、計画最終年（2021年（平成33年））の前年にあたる2020年（平成32年）では156,342世帯（2005年（平成17年）比4,268世帯減）になると予測されます。

(5) 類型別世帯数

世帯を、夫婦と子からなる世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親と子からなる世帯、単独世帯、その他の一般世帯の類型に区分してみると、夫婦と子からなる世帯は、今後一貫して減少すると予測されます。一方、単独世帯は一貫して増加を続け、計画最終年（2021年（平成33年））の前年にあたる2020年（平成32年）には夫婦と子からなる世帯を上回ると予測されます。

図 将来推計人口（2008年（平成20年）1月推計）総数

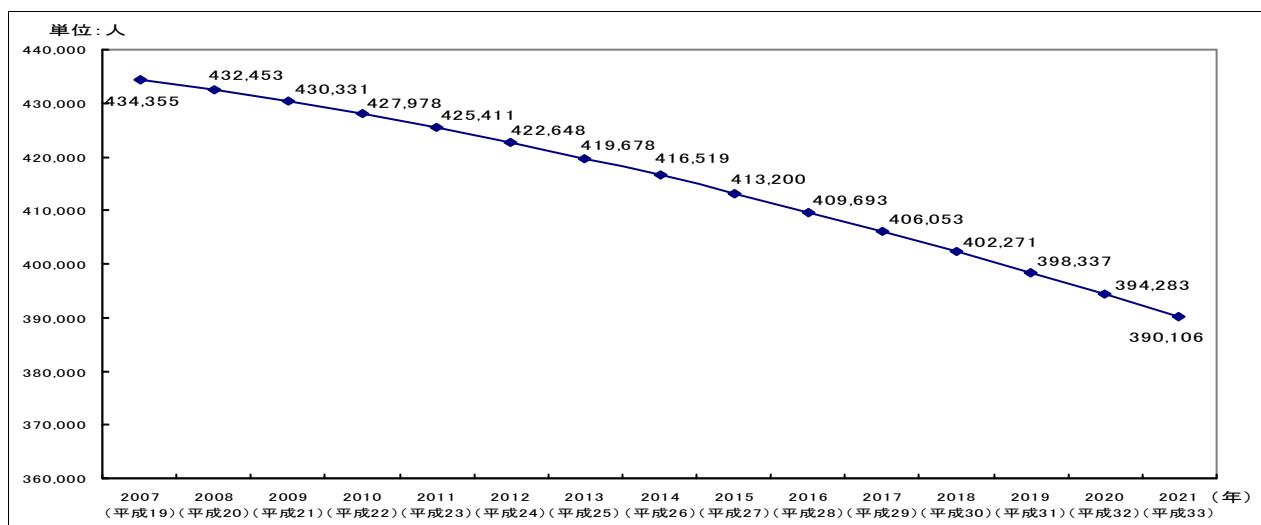


図 将来推計人口（2008年（平成20年）1月推計）年齢3区分

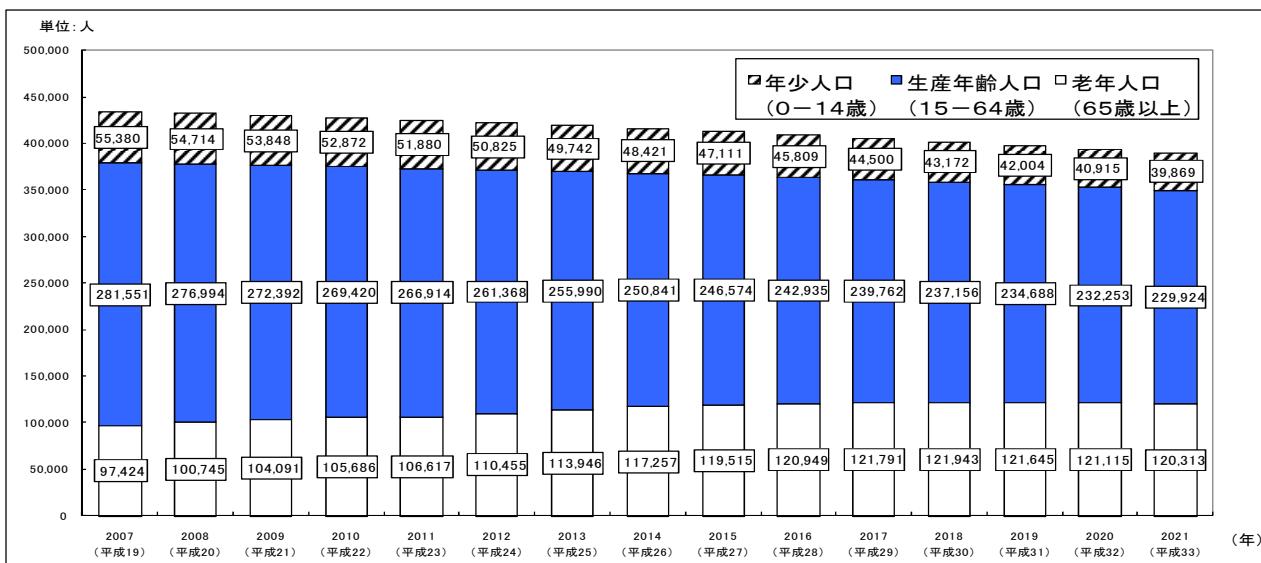
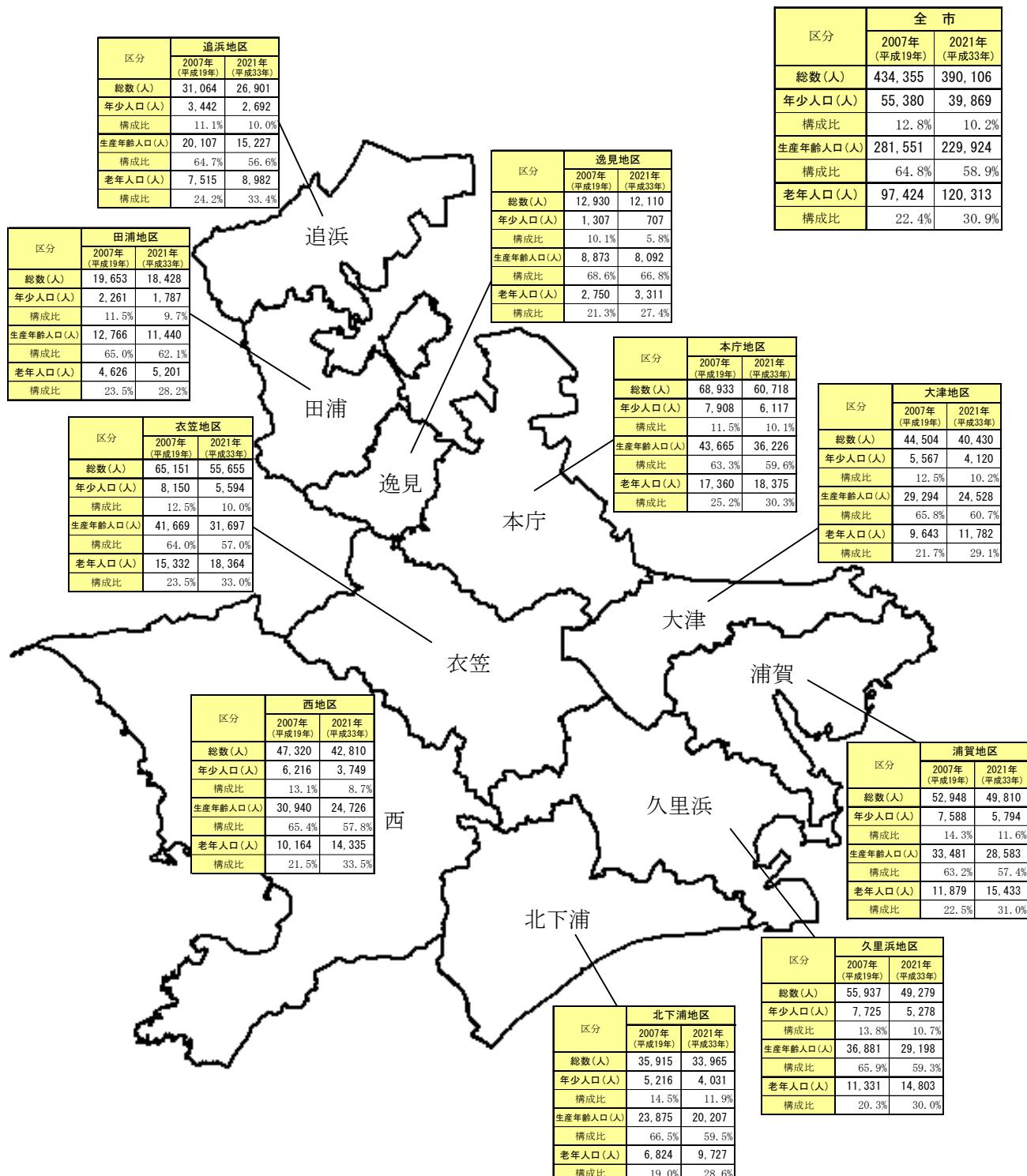
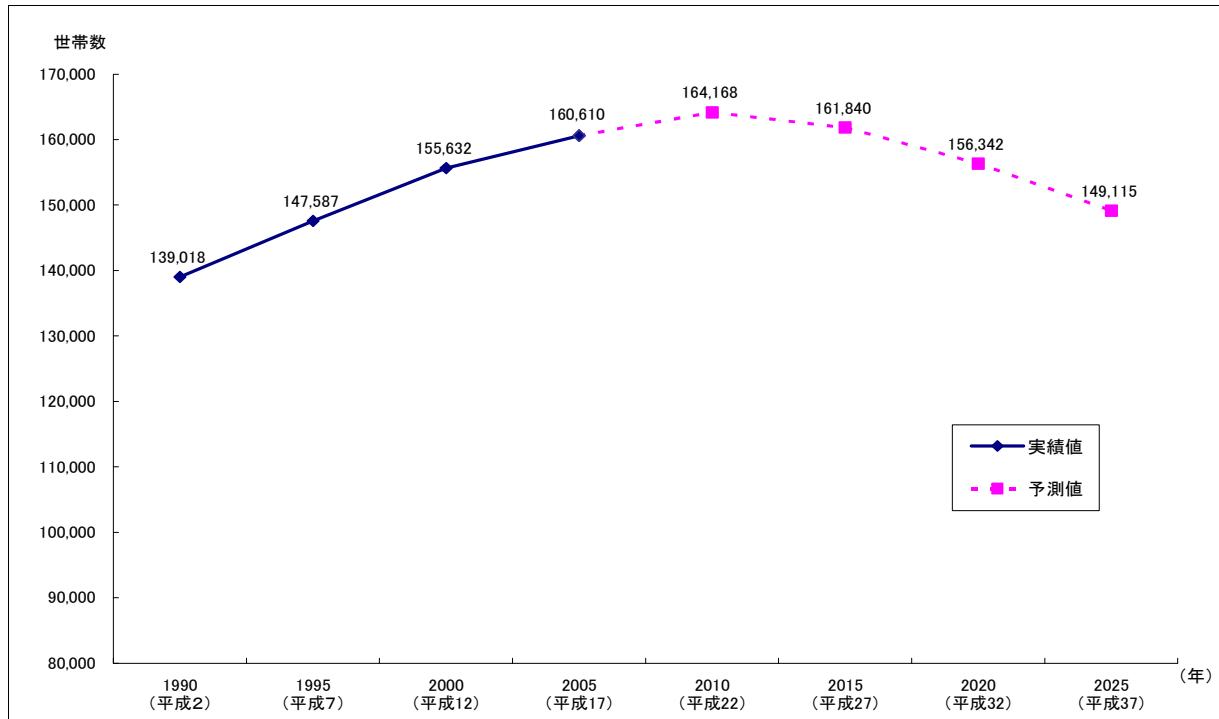


図 将来推計人口（行政センター管内別・年齢3区分別人口の推移）



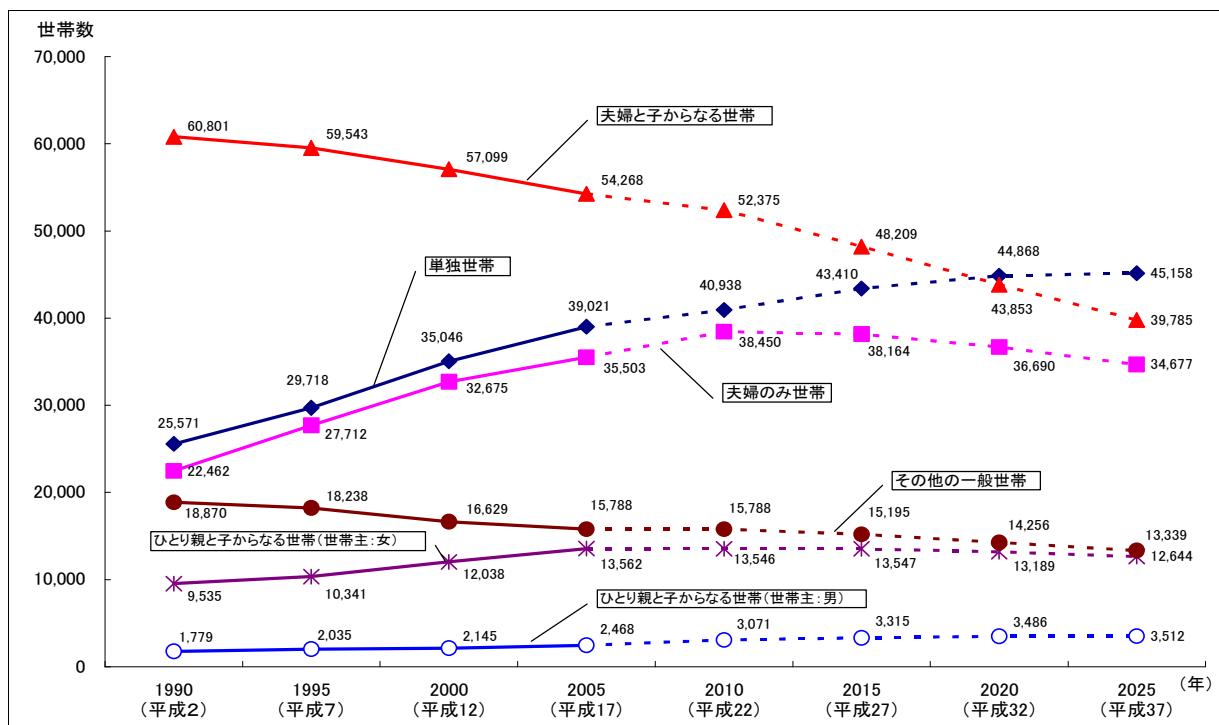
注) 推計の基準年である 2007 年（平成 19 年）と基本計画の最終年である 2021 年（平成 33 年）を比較。

図 総世帯数の将来推計（2008年（平成20年）1月推計）



注) 世帯数の推計値は、2005年（平成17年）を基準として5年ごとに算出している。

図 類型別世帯数の将来推計（2008年（平成20年）1月推計）



注) 世帯数の推計値は、2005年（平成17年）を基準として5年ごとに算出している。

2 産業

本市のもつ可能性を最大限に発揮させる産業構造を構築するため、成長力の高い産業や雇用吸収力の高い産業を導入・育成します。また、新規企業の誘致を図るとともに、創業、転業などの活発な新陳代謝が、内発的に行われる産業を形成します。さらに地域がもつ特性を市場ニーズに適応させる創意工夫などによって、特徴的な産業の集積を行います。

(1) 第1次産業

第1次産業については、交流人口を呼び込む産業としても着目し、レジャー、観光、レクリエーションなどへの展開も視野に入れながら、市内における消費と流通の拡大を進めるとともに、東京大都市圏^{※27}における安定的な食糧供給を支える貴重な農水産物の生産業として、適正な振興を図ります。

(2) 第2次産業

第2次産業については、生産機能の高度化を進めるとともに、研究・開発機能を強化します。また、蓄積された技術やノウハウを活用したサービス業などへの転換を促進します。

(3) 第3次産業

第3次産業については、情報通信関連、生活関連、医療福祉関連分野等に関わるサービス業などの高質化を進め、本市の将来を牽引する成長性の高い産業として戦略的に育成します。

【用語解説】

※27 東京大都市圏：一般に東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を指す。

3 土地利用

健全で効率的な都市運営を行うためには、今後の更なる人口減少・少子高齢化の進展にあっても、これに柔軟に対応できるコンパクトな都市構造が必要です。

今後は、豊かな暮らしといきいきとした交流を育む都市をめざし、これまで拡散してきた郊外の市街地を、主要な鉄道駅周辺や幹線道路の沿道、住宅団地などへ集約し、それらを公共交通等で有機的にネットワークすることで、全ての人が車に過度に依存することなく、快適で便利に、また安全で安心に暮らせるような都市構造を形成します。

そのために、人と自然との共生、都市と自然との共生にも配慮し、総合的で効率的な土地利用を推進します。

(1) 拠点の配置と連携

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街なか居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市環境を形成します。また、幹線道路沿道や住宅団地などの周辺市街地では、日常生活の利便性向上を図ります。

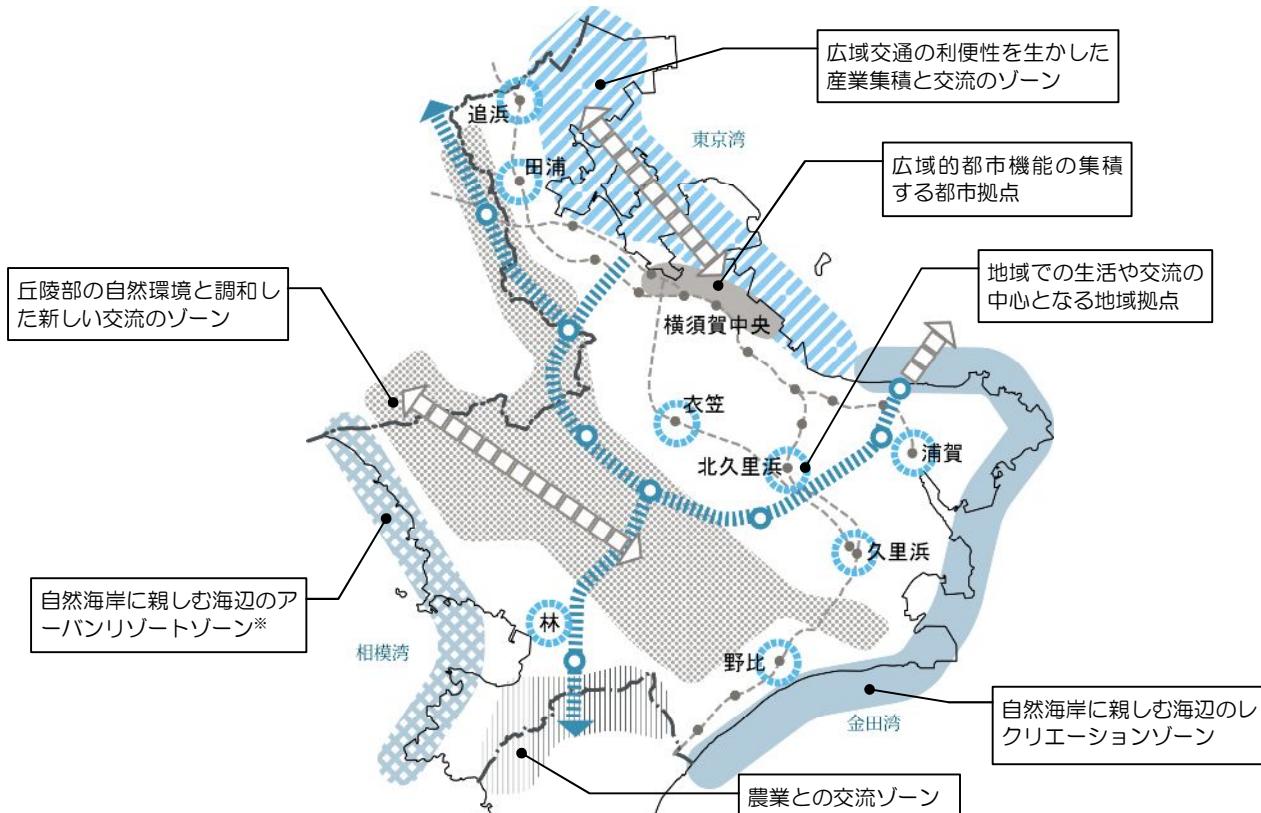
(2) 交通の骨格

首都圏等との交通軸として、半島性を脱却する双方向性の広域幹線道路網の形成を図るとともに、拠点市街地や周辺市街地、産業拠点や交流拠点などが相互に連携し、それぞれの役割と機能を効果的に発揮できる、はしご型（ラダー型）の幹線道路ネットワークを形成します。また、公共交通体系の充実や、ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の形成により、高齢化の進展に対応する環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

(3) 都市環境の骨格

水と緑に恵まれた自然環境の保全と創出、創造的な活用により、豊かな暮らしといきいきとした交流を育むような、自然と調和した潤いある都市環境を形成します。

図 拠点の配置と連携

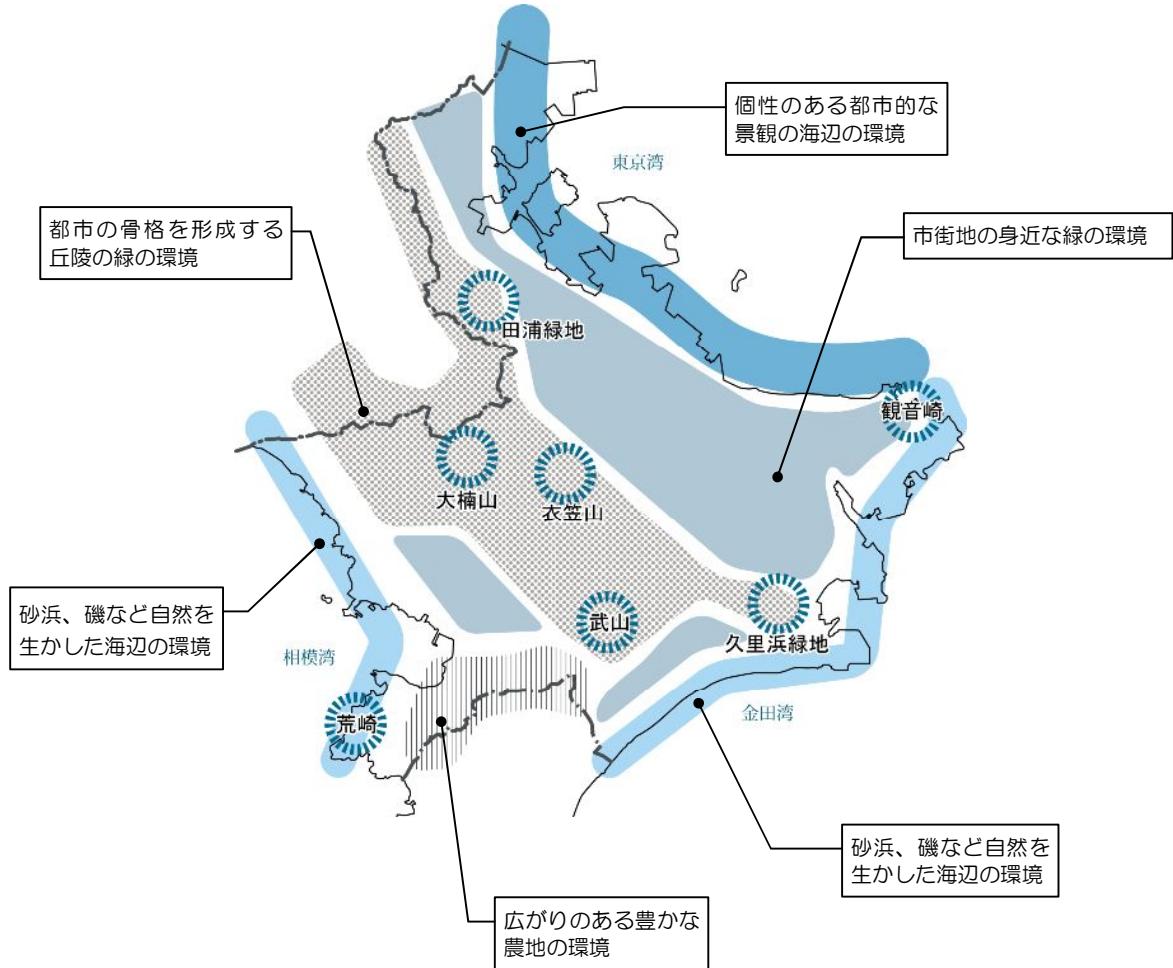


*本計画でいう『アーバンリゾート』とは、西地域における海岸沿いの特徴的な自然や良好な景観の保全・活用のもとに、居住、保養、休養などを通じて自然の恵みや潤いを享受することです。

図 交通の骨格



図 都市環境の骨格



第3章 政策展開の基本方針

1 横須賀を取り巻く環境変化への対応の必要性

第1章で述べたように、前基本計画を策定した平成10年当時からは横須賀を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、特に、人口減少、少子高齢化、財政状況の悪化などは、当時想定していた以上に深刻の度を増しています。

こうした状況に的確に対応するため、本基本計画では、政策展開を図る上での根底に流れる基本方針を定めます。

2 政策展開の基本方針

まちの営みを支える源泉は「人」であり、都市活力を生み出す最大の資源『人財（じんざい）』です。

横須賀が厳しい状況に打ち勝ち、活力や魅力を維持・増進していくためには、人を育てること、人の力を生かすこと、さらには、それらの人をとどめ新たな人を呼び込むことに、全力をあげて取り組んでいかなければなりません。

そこで、以下に示すとおり、「（1）未来を支える人材の育成」、「（2）高齢者の活力が生かされる社会の実現」、「（3）人を惹きつける魅力の創出」を、第4章から第6章の全政策に共通する「政策展開の基本方針」とします。

（1）未来を支える人材の育成

子どもたちは、まちの宝であり未来を支える貴重な力です。少子化により絶対的な数が減る中で、それを補い、都市活力の維持・増進を図っていくには、一人ひとりが持てる能力と資質を向上させ、最大限に発揮することが求められます。このため、「未来を支える人材の育成」に取り組みます。

（2）高齢者の活力が生かされる社会の実現

加速し続ける高齢化が医療、介護など社会保障経費の増加の要因となっている一方で、気力、体力、知識を備え、経験も豊富な高齢者も確実に増えています。今後、高齢者が数、割合ともにさらに増加する現実を踏まえれば、高齢者の活力が十分発揮されることが、横須賀の未来を開くカギとなります。このため、「高齢者の活力が生かされる社会の実現」に取り組みます。

（3）人を惹きつける魅力の創出

横須賀は、都市の利便性、古くから築かれた産業基盤、豊かな自然、誇れる歴史・文化など、快適な都市生活を営むための要素を数多く備えています。これらの強みをさらに発揮して、まず第一に横須賀に住んでいる人が「住んでいて良かった」、「住み続けたい」と思える環境をつくることが重要です。そして、住んでいる人が満足して暮らしている環境は他地域の住民の目にも魅力的に映り、集客・定住や企業の誘致につながっていきます。このため、「人を惹きつける魅力の創出」に取り組みます。

第4章 重点プログラム

1 重点プログラムの位置付け

今日、多くの自治体がそうであるように、本市も人口減少や少子高齢化などの都市の持続的な発展を妨げる課題に直面しています。

本基本計画の11年間では、基本構想の都市像である「国際海の手文化都市」をめざして、全分野の政策・施策を総合的に展開していくますが、同時に、この厳しい状況下で着実に成長できる『都市力（都市の魅力）』を備えるために、取組みを選択し重点的に推し進めていかなければなりません。

そこで、計画期間の中で特に重点的・優先的に実行する取組みとして、持続可能な発展に必要な都市力の向上を目的とした「重点プログラム」を位置付けます。

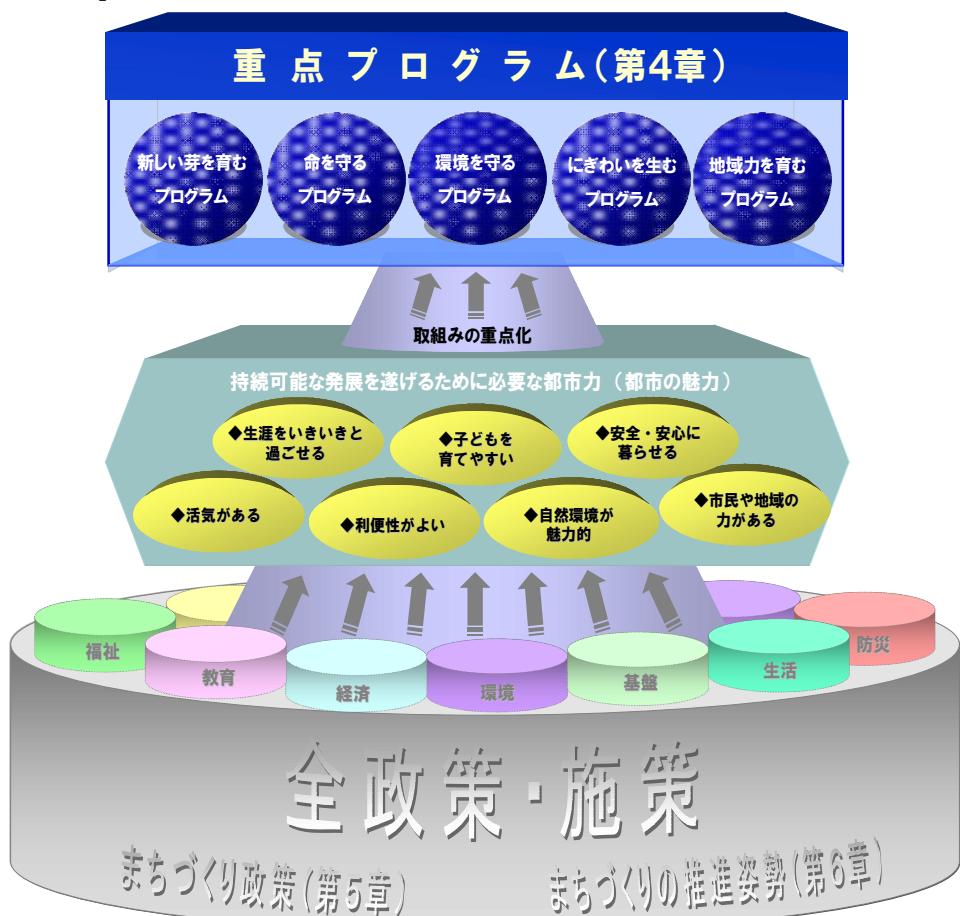
2 重点プログラムのねらい

重点プログラムの構築にあたっては、まずは、横須賀の特性や課題、市民ニーズなどの検証から、本市に必要な都市力を「子どもを育てやすい」、「生涯をいきいきと過ごせる」、「安全・安心に暮らせる」、「自然環境が魅力的」、「利便性がよい」、「活気がある」、「市民や地域の力がある」の7つとしました。

その上で、実際にこれらを高めていく取組みを、全政策・施策を示した第5章まちづくり政策と第6章まちづくりの推進姿勢の中から抽出し、分野横断的な5つの取組みに整理し、重点プログラムとしました。

「新しい芽を育むプログラム」、「命を守るプログラム」、「環境を守るプログラム」、「にぎわいを生むプログラム」、「地域力を育むプログラム」の5つのプログラムを着実に推進することで、持続可能な発展を遂げる都市の土台をつくるとともに、全政策・施策の先導役として計画全体を力強く牽引します。

図 重点プログラムの構築イメージ



3 重点プログラムの内容

プログラム 1

新しい芽を育むプログラム

子どもを産み育てやすく子ども自身が健やかに成長する環境をつくるとともに、教育環境を充実することで、次代を担う新しい芽が育まれる都市の実現をめざします。

取組みの方向性

1-1 子どもを産み育てやすいまちづくり

出産や子育てに関する支援を充実し、誰もが子どもを産み育てやすい環境をつくります。また、子ども自身の育ちを尊重しながら、地域全体で子どもや子育てを見守り・支える環境づくりを推進します。

1-2 人間性豊かな子どもの育成

確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を推進するとともに、支援が必要な子どもへの取組みを充実します。また、家庭、地域、学校の連携・協力をさらに深めることで教育力の向上を図り、人間性豊かな子どもを育成します。

プログラム 2

命を守るプログラム

すべての市民がそれぞれの可能性や能力を発揮しながらいきいき暮らせる場や機会を充実するとともに、安全で安心して暮らせる生活環境を整備することで、生きがいに満ちあふれ命を大切にする都市の実現をめざします。

取組みの方向性

2-1 誰もが活躍できるまちづくり

健康の維持・増進や健康寿命^{※28}の延伸に努めるとともに、病気になったり障害を持っても安心して暮らせる支援体制を充実します。また、生涯を通じた学習機会の充実や多様な社会参加の場の拡充に努め、誰もが活躍できるまちづくりを推進します。

2-2 安全で安心なまちづくり

市民や事業者などの連携・協働による、災害や犯罪への「自助・共助・公助」の枠組みを強化します。また、万一の病気や事故に迅速に対応できる医療体制の充実を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。

【用語解説】

※28 健康寿命：日常生活を心身ともに自立し健康的に過ごすことのできる期間。

プログラム 3

環境を守るプログラム

豊かな自然を守り育むとともに、地球規模の環境問題に配慮したまちづくりを推進することで、環境と調和した潤いのある都市の実現をめざします。

取組みの方向性

3-1 人と自然が共生するまちづくり

三浦半島の骨格を形成する緑豊かな丘陵や海に囲まれた環境を積極的に保全します。また、身近に触れられる市街地の緑や水辺などの保全・創出^{※29}に努め、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

3-2 地球環境に貢献するまちづくり

市役所自ら率先した環境負荷低減の取組みを推進するとともに、市民や事業者と連携した地球温暖化対策などの取組みを積極的に進めます。また、市民の環境問題への意識・関心を高める教育と啓発に努め、地球環境に貢献するまちづくりを推進します。

プログラム 4

にぎわいを生むプログラム

持続可能な産業構造や利便性の高い都市構造の構築を図るとともに、地域資源を生かした新たなまちの魅力を創出し、にぎわいと活力に満ちた都市の実現をめざします。

取組みの方向性

4-1 地域経済の活性化と雇用の創出

企業誘致や起業への支援を積極的に進め、競争力と成長性のある産業構造を形成します。また、農水産業、商工業、サービス業などあらゆる産業において、意欲的に取り組む事業者への支援を充実し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

4-2 集客や定住を促す魅力的な都市環境づくり

生活利便施設などの都市機能の集積を進めるとともに、公共交通の充実を図ります。また、歴史、文化、自然などの地域資源を最大限活用し、集客や定住を促す魅力的な都市環境をつくります。

【用語解説】

*29 緑や水辺などの創出：緑や水辺などの自然を新たに生み出すこと。創出の中には再生が含まれる。

プログラム 5

地域力を育むプログラム

それぞれの地域が、自らの課題に対応するとともに、個性や特色を生かしながら住民が主体になってまちのあり方を決める、住民自治に根ざした都市の実現をめざします。

取組みの方向性

5-1 地域と住民の主体性が発揮される枠組みづくり

地域や住民が自らの選択と責任で課題を解決するとともに、自主的にまちづくりに取り組む地域社会の実現に向け、これを実践するための制度や基本ルールなどの枠組みづくりを推進します。

5-2 地域を支えるコミュニティ※30機能の強化

福祉、教育、環境、安全・安心、まちづくりなど様々な地域活動の原動力であり、世代間交流の推進役である町内会・自治会や市民公益活動団体などへの支援を充実し、コミュニティ機能の強化を図ります。

【用語解説】

※30 コミュニティ：同じ地域に暮らし、協力して地域の課題に取り組む人々の集まり。

図 「第5章 まちづくり政策」・「第6章 まちづくりの推進姿勢」 の施策体系と関連する重点プログラム

まちづくり政策			関連する重点プログラム				
まちづくり政策の目標	政策	施策の目標	1	2	3	4	5
1 いきいきとした交流 が広がるまち	(1) 人を呼び込む環境づくり	① 地域資源を生かした魅力づくり ② 交流拠点の創出 ③ 交流を支える人材や団体、事業者の発掘・支援・活用 ④ 定住を促すしかけづくり			●		
	(2) 交流を支える情報の発信	① 集客につながる魅力の発信 ② 利用しやすい情報の発信			●		
	(3) 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり	① 総合的な交通政策の推進 ② 広域幹線道路の整備促進 ③ 公共交通の機能強化 ④ 港湾機能の再編と強化の推進			●		
	(1) 自然環境の保全・創出による潤いある地域づくり	① 自然環境の保全 ② 自然環境の積極的な創出 ③ 自然豊かな公園・緑地の整備	●	●	●		
	(2) 魅力あふれる農水産業の振興	① 地産地消の推進 ② 意欲的な生産者への支援 ③ 豊かな農水産物の供給を支える環境づくり			●		
	(3) 産業の成長支援と企業誘致	① 既存事業者の新たな取組みへの支援 ② 企業・研究開発機関などの誘致 ③ 起業に対する支援 ④ ビジネスチャンスの創出・拡大 ⑤ 産業を支える技術・人材支援			●		
	(4) 雇用の安定と働く環境の充実	① 就労支援の充実 ② 労働環境の改善			●	●	
	(5) 市街地のにぎわいづくり	① 拠点市街地の都市機能の強化 ② 魅力ある商業集積の促進 ③ 住環境の維持・保全 ④ 歩いて暮らせるまちづくりの推進			●		
	(6) 可能な限りの米軍基地の返還、 自衛隊施設の集約・統合	① 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請 ② 返還施設の早期転用			●	●	
3 個性豊かな人と文化 が育つまち	(1) 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実	① 子どもを産み育てやすい環境づくり ② 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり	●				
	(2) 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実	① 生きる力を伸ばす教育の充実 ② 特色のある教育の推進 ③ 支援教育の充実	●				
	(3) 生涯を通じて学び、活動できる環境づくり	① 多様な学習機会と活躍の場の充実 ② スポーツ活動の振興	●	●			
	(4) 多様な文化の継承、発展、創造	① 地域文化の掘り起こし、継承 ② 交流による芸術文化の創造 ③ 文化的担い手の育成			●	●	●
	(5) 魅力ある景観の形成	① 魅力ある都市景観づくり ② 自然・歴史を生かした景観づくり			●	●	

【凡例：関連する重点プログラム】
 1 : プログラム1 新しい芽を育むプログラム
 2 : プログラム2 命を守るプログラム
 3 : プログラム3 環境を守るプログラム
 4 : プログラム4 にぎわいを生むプログラム
 5 : プログラム5 地域力を育むプログラム

まちづくり政策			関連する重点プログラム				
まちづくり政策の目標	政策	施策の目標	1	2	3	4	5
4 健康でやさしい心の ふれあうまち	(1) 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり	① 平和を愛する社会の形成 ② 人権を尊重する社会の形成 ③ 男女共同参画社会の形成	●				
	(2) ユニバーサルデザインのまちづくり	① すべての人々が安心して利用できる施設づくり ② すべての人々が社会参加できる機会づくり	●				
	(3) 総合的な地域福祉サービスの推進	① 地域福祉サービスの推進 ② 地域福祉サービスを支える人づくり ③ 地域福祉サービスを支える場づくり	●	●			
	(4) 健康づくりの推進と医療体制の充実	① 心からだの健康づくり ② 医療体制の充実	●	●			
	(5) コミュニティへの支援	① コミュニティへの支援					●
5 安全で快適に暮らせるまち	(1) 災害・緊急事態に強いまちづくり	① 緊急輸送路やライフラインの強化・多層化 ② 市街地の防災対策の推進 ③ 防災・危機管理体制の充実 ④ 市民協働による防災活動の促進	●				
	(2) 安心して日常生活を送るための環境づくり	① 環境保全対策の推進 ② 消防・救急・救助体制の充実 ③ 防犯対策の推進 ④ 交通安全対策の推進 ⑤ 消費者保護対策の推進 ⑥ 食品・環境衛生対策の推進		●			
	(3) 快適な暮らしを支える生活基盤づくり	① 上水道事業の効率的な運営 ② 下水道事業の効率的な運営 ③ ごみの減量化・資源化、適正処理の推進 ④ 道路・交通環境の整備 ⑤ 公園の整備 ⑥ 河川の管理 ⑦ 市営住宅の管理運営 ⑧ 火葬場・墓地の管理運営	●	●	●	●	
	(4) 地球環境問題への対応	① 温暖化対策の推進 ② 環境教育・環境学習の推進		●			

まちづくりの推進姿勢			関連する重点プログラム				
まちづくりの推進姿勢	政策	施策の目標	1	2	3	4	5
1 市民協働による まちづくりの推進	(1) 情報公開・個人情報保護の充実	① 情報公開・個人情報保護の充実					
	(2) 広報広聴活動の充実	① 広報活動の充実 ② 広聴活動の充実 ③ 市民相談の充実					
	(3) 市民協働の推進	① 市民公益活動の促進 ② 協働による取組みの推進					
2 効率的な都市経営の 推進	(1) 機動的で効率的な体制づくり	① 柔軟な組織・執行体制づくり ② 情報システムによる行政の効率化					
	(2) 市政を支える意欲と能力のある人づくり	① 市政を支える意欲と能力のある人づくり					
	(3) 健全な行財政運営	① 財政の健全化の推進 ② 計画的・効果的な行政運営					
3 地方分権と広域連携 の推進	(1) 地方分権の推進	① 地方分権の推進 ② 住民自治の推進					
	(2) 広域連携の推進	① 広域連携の推進					

全プログラムに関連

第5章 まちづくり政策

「国際海の手文化都市」を実現するため、「共生」と「交流」と「創造」をまちづくりの基本的考え方^{※31}として、次の5つのまちづくり政策の目標にしたがって、政策・施策を推進します。

まちづくり政策の目標

- 1 いきいきとした交流が広がるまち
- 2 海と緑を生かした活気あふれるまち
- 3 個性豊かな人と文化が育つまち
- 4 健康でやさしい心のふれあうまち
- 5 安全で快適に暮らせるまち

1 いきいきとした交流が広がるまち

地域資源の積極的な活用やホスピタリティ^{※32}の醸成により、都市の魅力を向上させ、情報発信を行うとともに、人やものなどの流れを支えるネットワークを形成し、市外から多くの人が訪れる、「いきいきとした交流が広がるまち」をめざします。

関連する主な分野別計画

- ・定住促進アクションプラン
- ・横須賀港港湾計画

関連する主な条例

- ・港湾管理条例
- ・海岸管理条例

【用語解説】

^{※31} まちづくりの基本的考え方：横須賀市基本構想の「第1章 まちづくりの基本目標」、「2 まちづくりの基本的考え方」で示している考え方。人と自然、人と人が同じ空間で生き、存在する「共生」、人と人、都市と都市が、あらゆる機会を通じて、相互によきパートナーとして影響しあい、実り豊かな活動を行っていく「交流」、新たに考え、決断し、行動する「創造」を基本的考え方としてまちづくりをすすめるとしている。

^{※32} ホスピタリティ：客などに対する心からのもてなし、温かくもてなす誠意のこと。

(1) 人を呼び込む環境づくり

人を呼び込むための機会づくり、場づくり、人材などへの支援や定住に結びつくしかけづくりを行います。

①地域資源を生かした魅力づくり

ア 集客人口増加のため、多くの人に選ばれるまちの明確なイメージづくりを推進します。

イ 横須賀に対する愛着と誇りを持つてもらうため、本市の歴史的、文化的価値を発信し、認知度を高めます。

ウ 人を呼び込む機会づくりのため、地域資源を生かしたイベントの開催や地域の食材などを生かした魅力づくりを推進します。

エ 集客拠点の魅力を向上するため、PRイベントの実施やアクセス・周遊環境の整備などを推進します。

主な事業

- ・シティセールスの推進
- ・よこすか検定の実施
- ・トライアスロン大会への支援
- ・地域資源を生かしたイベント（よこすか開国祭、よこすかカレーフェスティバル、よこすかみこしパレードなど）の開催
- ・集客拠点アクセス整備事業

②交流拠点の創出

ア 中心市街地におけるにぎわいづくりのため、官公庁施設の新港埠頭への移転集約を誘導するとともに、地場農水産物などが購入できる商業、観光施設を整備し、新たな交流の場を創出します。

イ アーバンリゾートを創出するため、西海岸沿いに観光ゾーンを位置付けます。

ウ 自然とのふれあいを通じた人々の交流を促すため、海と緑を生かした魅力ある交流拠点の整備と活用を推進します。

エ 海を生かした集客を図るため、海に親しむ拠点づくりを推進し、交流の場を創出します。

オ スポーツを通じた交流拠点となる公園を整備します。

主な事業

- ・新港埠頭交流拠点の整備
- ・10,000 メートルプロムナードの整備
- ・猿島公園活用事業
- ・海に親しむ拠点づくり推進事業
- ・(仮称) 佐原2丁目公園整備事業

③交流を支える人材や団体、事業者の発掘・支援・活用

ア 交流を支える人材、団体、事業者の発掘・活用やネットワークづくりを支援するとともに、情報交換の機会を提供します。

イ 交換留学生の派遣や受け入れなど、姉妹都市・友好都市交流を推進します。

ウ 外国人に必要な生活情報を外国語で発信するなど、多文化共生と文化交流の機会を提供し、国際化を推進します。

エ 観光ボランティアガイドの活動支援や、観光関連事業者などへの支援を行います。

主な事業

- ・市民文化祭の開催
- ・式典事業（新年賀詞交歓会）
- ・市民活動サポートセンターの運営
- ・交換学生派遣・受入事業
- ・外国語情報発信事業
- ・観光ボランティアガイド支援事業

④定住を促すしきけづくり

ア 市民の住み続けたいと思う気持ちを醸成するため、横須賀への愛着や誇りなどの「地元愛」を育むような取組みを推進します。

イ 都市活力の源泉となる世代の定住を促すため、その誘因となるような特色のある取組みを推進します。

ウ 横須賀の暮らしやすさをアピールするため、電車、バスの広告や住宅情報誌への掲載など、積極的なプロモーションを展開します。

主な事業

- ・定住促進アクションプランの推進（ファーストマイホーム応援制度、スイートホーム応援制度、国際コミュニケーション能力育成事業など）

(2) 交流を支える情報の発信

市外からの集客につながる魅力やイベント情報など、交流を支える情報を積極的に発信します。

①集客につながる魅力の発信

ア 広く横須賀の魅力を発信するため、インターネット、テレビ、新聞、ミニコミ
紙、雑誌など様々な外部媒体を活用した広報PRを推進します。

イ 海外を含めた市外からの観光客を増やすため、旅行会社への積極的なセールス
など、観光資源のプロモーション活動を推進します。

主な事業

- ・交通事業者タイアップ事業
- ・観光情報発信事業

②利用しやすい情報の発信

ア 市民、来訪者の利便性の向上を図るため、集客拠点での観光マップの配布や施設案内板による地域情報の提供など、市内でのきめ細かい情報発信を行います。

イ 市内のさまざまな場での交流を促進するため、広報紙やインターネットなどにより、市民、事業者、来訪者にとって便利で役立つ情報発信を積極的に行います。

主な事業

- ・来訪者サービス事業
- ・広報事業

（3）陸と海に広がる総合的なネットワークづくり

広域幹線道路の整備や港湾機能の再編・強化などにより、陸と海に広がる総合的なネットワークを形成します。

①総合的な交通政策の推進

ア 安全で快適な都市交通環境を形成するため、総合的な交通政策を推進します。

②広域幹線道路の整備促進

ア 広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間・地域間相互を連絡する国道 357 号の延伸など、主要幹線道路の整備を促進します。

イ 首都圏等との連絡を強化するため、横浜横須賀道路におけるスマートインターチェンジ^{※33}の整備など、高速交通のアクセス性向上を促進します。

主な事業

- ・広域幹線道路整備促進事業

【用語解説】

^{※33} スマートインターチェンジ：高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップに設置されるインターチェンジ。利用車両がETC搭載車に限定されるため、簡易な料金所の設置で済むメリットがある。

③公共交通の機能強化

ア 鉄道輸送力の機能強化を図り、快適な移動を確保するため、関係機関と連携した取組みを推進します。

イ バス交通などの利便性向上と活性化を図るため、地域や関係機関と連携した取組みを推進します。

主な事業

- ・神奈川県鉄道輸送力増強促進会議への参加
- ・公共車両優先システム（P T P S^{※34}）拡充への支援

【用語解説】

^{※34} P T P S：バスなどの公共車両が優先的に通行できるように、信号停止時間の調整（短縮など）を行い、定時運行の確保と利便性の向上を図るシステム。

④港湾機能の再編と強化の推進

ア 港湾の利用促進を図るため、物流、観光などの観点から港湾機能の見直しを行うとともに、港湾施設の整備と老朽化対策を推進します。

イ 横須賀港の新たな利用者を開拓するため、ポートセールス^{※35}を推進します。

主な事業

- ・港湾施設整備事業
- ・港湾利用促進事業

【用語解説】

^{※35} ポートセールス：船舶・貨物を誘致し、港湾の利用促進を図ることを目的として、主に港湾管理者が行うPR活動のこと。一般的には、主に物流に関する活動を「ポートセールス」と称しているが、本市では、物流に加え交流の促進を目的とした人流のPR活動なども含め、「ポートセールス」と称している。

2 海と緑を生かした活気あふれるまち

横須賀の貴重な財産である自然を守り、育て、創造的に活用し、自然との共生のもとに、日常生活や経済活動を充実させ、人々が働き、学び、遊ぶことに喜びを感じられる、「海と緑を生かした活気あふれるまち」をめざします。

関連する主な分野別計画

- ・横須賀市都市計画マスタープラン
- ・横須賀市みどりの基本計画
- ・横須賀産業ビジョン

関連する主な条例

- ・企業等立地促進条例
- ・横須賀市土地利用基本条例
- ・特別緑地保全地区内における行為の許可の手続きに関する条例

(1) 自然環境の保全・創出による潤いある地域づくり

横須賀の貴重な財産である海や緑、川などの自然環境の保全・創出を推進します。

①自然環境の保全

- ア 自然環境を支える緑を守るため、保全に関する制度等を構築し、土地所有者などの協力を得ながら適切な運用を図るとともに、地域制緑地^{※36}の指定や誘導を行います。
- イ 市街地やその周辺の民有樹林地を保全・活用するため、土地所有者に対する支援制度などを構築し、市民と協働しながら適切な運用を図ります。
- ウ 市街化調整区域内における自然緑地を保全するため、適正な土地利用行為に向けて規制・誘導を行います。
- エ 違法な土地利用行為により貴重な緑地が失われないようにするために、土地利用行為に関する適正な管理・監督を行います。
- オ 自然環境や生物多様性の保全に関する取組みを推進するため、市内の自然環境の調査・研究や情報提供を進めるとともに、生態系に被害を及ぼす特定外来生物^{※37}などの防除を行います。
- カ ボランティア等の人材を育成し、横須賀市の自然環境資源を生かしたエコツーリズム^{※38}などを推進します。
- キ 自然景観や生態系に配慮し、やすらぎの場と親水空間を創出するため、河川や海辺の保全を推進します。

【用語解説】

*³⁶ 地域制緑地：法律や協定、条例などにより、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な緑地の保全を図るもの。

*³⁷ 特定外来生物：海外から入ってきた生物のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を与える恐れがあるとして法律で定められたもの。

*³⁸ エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

主な事業

- ・都市緑地保全事業
- ・指定緑地等対策事業
- ・有害鳥獣対策事業
- ・河川親水施設のネットワーク化
- ・エコタウンポート推進事業

②自然環境の積極的な創出

ア 市民や事業者が行う緑化を支援する制度などを構築し、民有地における緑化を促進します。

イ 緑化指針などを策定し、公共施設における緑化を推進します。

ウ 身近な暮らしの中に自然と親しめる場を創出するため、市民、事業者などとの協働により里山的な環境の再生を図ります。

③自然豊かな公園・緑地の整備

ア 首都圏を代表する三浦半島に残された良好でまとまりのある自然環境を保全・活用するため、三浦半島国営公園の誘致活動を推進します。

イ 豊かな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地の整備を推進します。

ウ 潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地や海浜を整備します。

主な事業

- ・三浦半島国営公園の誘致
- ・猿島公園活用事業
- ・港湾環境整備事業

(2) 魅力あふれる農水産業の振興

魅力ある横須賀の農水産物を活用し、農水産業の振興を図ります。

①地産地消^{※39}の推進

ア 地場農水産物の生産、消費、流通の拡大を推進します。

イ 地産地消の情報を広く発信するため、様々な媒体を活用するとともに、イベント・キャンペーンなどを推進します。

主な事業

- ・多品種作付け支援事業
- ・地場産品 P R 事業

【用語解説】

※39 地産地消：地域で生産された産物を地域で消費する取組み。

②意欲的な生産者への支援

ア 地産地消の推進や食の安全、新鮮な農水産物の提供など、時代のニーズに適応した農水産業の発展のため、生産者の意欲的な取組みを支援します。

主な事業

- ・名産品・特産品づくり支援事業

③豊かな農水産物の供給を支える環境づくり

ア 農水産業の生産性の向上を図り、経営基盤を維持していくため、豊かな農地と漁場づくりを推進します。

イ 漁港の機能を適正に確保するため、老朽化しつつある漁港施設の維持・更新と必要な漁港施設の整備を推進します。

主な事業

- ・不耕作地対策事業
- ・水産基盤ストックマネジメント^{※40}事業

【用語解説】

^{※40} **水産基盤ストックマネジメント**：漁港施設など水産関係公共施設の老朽化状況を把握し、施設の機能を保全するため必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定するとともに、この計画に基づく施設の保全工事を実施する取組み。

(3) 産業の成長支援と企業誘致

成長性の高い産業への転換促進など、地域経済活性化に関する理念を明確にし、持続可能な産業構造の構築を図ります。

①既存事業者の新たな取組みへの支援

ア 業種や規模に関わらず、意欲のある事業者の競争力を高めるため、産学官連携も含めた新たな事業展開や技術開発への取組みを支援します。

イ 環境エネルギーや世界展開を進めようとしている情報通信関連など、成長分野への支援を充実します。

ウ 意欲のある中小企業の経営力向上を図るため、事業に必要な資金調達など金融面での支援を行います。

主な事業

- ・工業振興対策事業
- ・中小企業等金融対策事業

②企業・研究開発機関などの誘致

ア 企業の立地を促進するため、積極的に企業誘致活動を展開します。

主な事業

- ・企業等立地促進事業

③起業に対する支援

ア 新規の創業を増やすため、創業に関するノウハウや金融面での支援を行います。

主な事業

- ・創業・ベンチャー支援事業

④ビジネスチャンスの創出・拡大

ア 市内事業者が行う、新たな販路開拓やP R活動を支援します。

イ 市内の消費を促進するため、イベントの開催や横須賀の地域資源を活用した商品の開発などを行います。

主な事業

- ・受発注商談会の開催
- ・イベント等による集客事業

⑤産業を支える技術・人材支援

ア 優れた技術を継承するため、技能者の社会的評価を高めます。

イ 産業を支える貴重な人材を継承するため、研修などのスキルアップに関する取り組みを支援します。

主な事業

- ・技能功労者等表彰事業
- ・中小企業団体等スキルアップ研修への助成

(4) 雇用の安定と働く環境の充実

安定した雇用環境と中小企業の労働環境の整備を推進します。

①就労支援の充実

ア 民間企業や近隣自治体と連携して、就職支援情報の提供や職業技術習得のための支援などを行います。

主な事業

- ・雇用促進事業

②労働環境の改善

ア 中小企業で働く人の労働環境の充実に対し支援を行います。

主な事業

- ・勤労者福利事業

(5) 市街地のにぎわいづくり

市街地のにぎわいを創出するため、拠点集約型の都市構造への転換を図るとともに、良好な住環境の維持・保全などを推進します。

①拠点市街地の都市機能の強化

ア 中心市街地周辺の都市機能を強化するため、様々な行政サービスの拠点的機能

を果たしている官公庁施設の新港埠頭への移転集約を誘導するとともに、商業、観光施設を整備します。

イ 中心市街地の魅力を創出するため、都市機能の計画的な集積に向けた支援や誘導を行います。

ウ 主要鉄道駅周辺等の都市機能を強化し、各地域の個性的な都市空間を形成するため、まちづくりの機運が高まった地区への支援などを行います。

主な事業

- ・新港埠頭交流拠点の整備
- ・市街地再開発事業
- ・まちづくり支援事業

②魅力ある商業集積の促進

ア 多様な消費者ニーズに対応できる魅力ある商業集積を促進するため、意欲ある事業者を支援します。

イ 今後ますます増加する高齢者を顧客とする事業者に対して、支援を行います。

主な事業

- ・商業振興対策事業

③住環境の維持・保全

ア 空き家や空き地が増加する谷戸地域において、コミュニティの希薄化や犯罪の増加などを防ぐため、住環境を維持・保全する一方で、地域の特性に応じた低密度化を推進します。

イ 住民自らが、身近な地域の住環境の維持・向上に向けた活動ができる環境をつくるため、市内の土地利用計画や土地利用の仕組み、可能性などに関する情報提供を行います。

ウ 大規模な開発行為が中断、放置された周辺において、住民に危険を生じさせないための仕組みづくりを行います。

エ 計画的で適正な土地利用を図るため、適時、調査や検討を行うとともに、それに基づく都市計画の見直しを行います。

オ 建築・開発行為などに関する法令を適正に執行するとともに、条例を活用しながら計画的なまちづくりを推進します。

主な事業

- ・谷戸地域等低密度化検討事業
- ・住民発意のまちづくり啓発事業
- ・都市計画基礎調査事業
- ・土地利用調整制度推進事業

④歩いて暮らせるまちづくりの推進

ア 集約型の都市構造を形成するため、計画的な土地利用を推進します。

イ 安全で快適な歩行者空間の整備を推進します。

主な事業

- ・区域区分検討事業
- ・コミュニティ道路整備事業

(6) 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合

可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合を国に要請します。また、返還施設は、都市活力の創造に向けて、早期に転用します。

①可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請

ア 国際情勢の推移や防衛施設の利用状況を見極め、効率的な土地利用の推進を図るため、国に対して、可能な限りの米軍基地の返還と自衛隊施設の集約・統合を要請します。

主な事業

- ・可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請

②返還施設の早期転用

ア 横須賀の将来の発展のため、旧軍港市転換法に基づき、旧軍未利用財産の早期転用を推進します。

3 個性豊かな人と文化が育つまち

子どもが健やかに育ち、また一人ひとりが自己実現の機会を享受できる環境の中で、横須賀ならではの地域文化や新しい文化を創造する「個性豊かな人と文化が育つまち」をめざします。

関連する主な分野別計画

- ・よこすか次世代育成プラン
- ・横須賀市教育振興基本計画
- ・文化振興基本計画

関連する主な条例

- ・保育園条例
- ・市立学校設置条例
- ・文化振興条例
- ・横須賀市景観条例

(1) 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実

子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

①子どもを産み育てやすい環境づくり

ア 健やかな妊娠、出産を支援するため、妊婦健康診査の助成や妊娠、出産に関する相談や学習の機会などを充実します。

イ 身近な地域で安心して出産、子育てができる環境を整えるため、医師等の確保や助産師の支援などを推進します。

ウ 乳幼児が健やかに成長する環境をつくるため、家庭訪問や乳幼児健康診査、各種教室・相談会の開催などによる支援を行います。

エ 「はぐくみかん」をはじめ、地域の健康福祉センターや親子サロンなどでの子育てに関する情報提供や相談体制を充実します。

オ 多様な保育ニーズに対応し安心して子育てができる環境を整えるため、保育サービスの充実を図るとともに、待機児童を減らします。

カ ひとり親家庭の自立を促進するため、各種助成や資金の貸し付け、就労支援セミナーの実施などによる支援を行います。

キ 発達の遅れや障害のある児童に、地域と連携した一貫性のある療育支援を行うため、児童相談所や療育相談センターを運営するとともに、障害児施設の整備を促進します。

主な事業

- ・子育て支援ヘルパー派遣事業
- ・助産師支援事業
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・子育てネットワークづくり推進事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・ひとり親等医療費助成事業
- ・療育相談センターの運営事業

②子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり

ア 子育てや青少年育成の関係団体、学校などと連携し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

イ 子どもを取り巻く環境の健全化を図るため、関係団体や事業者の協力を得て、子どもの見守り活動やパトロール、意識啓発を推進します。

ウ 子ども会など地域で行われる子どもの健全育成の取組みを支援するため、青少年ボランティアの人材育成を推進します。

エ 放課後における子どもたちの健全育成のため、安心して過ごせる場、遊べる場を確保する取組みを充実します。

オ 関係機関が協力して、児童虐待の防止や早期発見、虐待を受けた児童の保護や自立支援などを推進します。

カ 児童福祉施設の充実や里親制度の普及啓発を推進します。

キ ひきこもり、非行、不登校など、子どもに関する相談体制を充実します。

ク 青少年関係団体が子どもの健全育成活動を行いやすい環境を整えるため、活動の場の確保、活動のPRなどを支援します。

主な事業

- ・母親クラブ活動への支援
- ・家庭教育講演会の開催
- ・青少年育成活動地域連絡会へのミニ集会等の委託
- ・ジュニアリーダー養成講習会の開催
- ・みんなの家、わいわいスクールの運営
- ・学童クラブへの支援
- ・施設入所児童への子どもの権利ノートの配布
- ・児童福祉施設整備補助事業
- ・青少年・教育相談の実施
- ・子ども会活動への支援

(2) 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実

人間性豊かな子どもを育てるための教育を推進します。

①生きる力を伸ばす教育の充実

ア 生きる力を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成します。

イ 生活習慣を改善し、体力の向上を図るため、学校における体育・健康教育を充実するとともに、気軽にスポーツ・運動に親しめる機会を充実します。

ウ 読書を通じて言葉を学び、表現力や想像力を高め、知性や感性豊かな生活を送るため、「本との出会い」の機会を継続的につくり、自発的な読書習慣の定着を支援します。

エ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食に関する指導など食育を推進します。

オ 学校における教育力を高めるために、教員の能力・資質の向上を図ります。

カ 教員が、子どもに十分に向き合う時間を確保するため、学校への支援を行います。

キ 就学前から中学校卒業までのつながりを重視した教育を推進します。

ク 教育環境を向上させるため、市立小・中学校の規模や配置の適正化を推進します。

ケ 教育環境の質的向上を図るため、学校施設等の整備や改善を推進します。

コ 緑と触れ合い、自然環境に対する感性を育てるとともに、運動に取り組む環境をつくるため、学校の緑化を推進します。

サ 社会全体で子どもを育てる意識が高まるように、家庭、地域、学校の連携を推進します。

シ 経済的理由により教育を受ける権利が損なわれないようにするために、就学の支援を行います。

主な事業

- ・学力向上支援事業
- ・学校における体育・スポーツ活動の実施
- ・ブックスタート事業
- ・学校給食における地場産物の活用
- ・教職員研修事業
- ・校務支援システムの活用
- ・学校再編推進事業
- ・学校宮繕工事の実施
- ・校庭芝生化事業
- ・P T A活動への支援
- ・就学奨励扶助事業

②特色のある教育の推進

ア 社会における自分の役割や働くことの意義、大切さを認識するため、小・中・高等学校において、キャリア教育を推進します。

イ グローバル社会に対応するため、英語教育の充実を図るとともに国際教育を推進します。

ウ 情報化社会を生きていく力をもった子どもを育成するため、情報機器などの環境を整備するとともに、情報活用能力※⁴¹や情報モラル※⁴²の育成を推進します。

エ 子ども・学校・地域の実態に応じて、効果的に教育活動を開展するため、学校評価などを活用しながら、特色ある学校づくりを推進します。

主な事業

- ・キャリア教育推進事業
- ・国際コミュニケーション能力育成事業
- ・よこすか教育ネットワークセンター事業
- ・研究委託事業

【用語解説】

※⁴¹ 情報活用能力：情報を収集・整理して、相手にわかりやすく伝える力。

※⁴² 情報モラル：情報を扱う上で、必要な考え方や態度。

③支援教育の充実

ア 子ども一人ひとりが抱えている様々な課題に対応するため、総合的な相談・支援体制を充実します。

イ いじめや不登校などの課題を抱える児童・生徒が、学校にいきいきと通えるようにするため、支援体制を充実します。

主な事業

- ・子どもサポートシステム推進事業
- ・不登校対策事業

(3) 生涯を通じて学び、活動できる環境づくり

生涯を通じた学びやスポーツ活動が、市民の自己実現につながるとともに、そこで得られた成果が地域に還元されるような環境づくりを推進します。

①多様な学習機会と活躍の場の充実

ア 誰もが、いつでも学べる場を充実します。

イ 各種講座の開催や学習のための様々な情報提供などにより、多様な学習機会の提供を推進します。

ウ 高齢者が、社会参加を通して心豊かな生活を送れるようにするために、各種講座等を開催するとともに、老人クラブへの支援などを行います。

エ 地域の人々が、社会教育^{※43}で学んだ成果を学校教育に生かす学社連携・融合^{※44}を推進します。

オ 自主的に学んできた学習成果を地域で活用・共有できるように支援します。

主な事業

- ・学校施設の活用
- ・コミュニティセンターの学習機会等の充実
- ・「高齢者生きがいの家」運営の支援
- ・高齢者の生きがい講座の開催
- ・学校図書館ボランティア養成講座の開催
- ・生涯学習の成果を地域に生かす事業

【用語解説】

^{※43} **社会教育**：学校で行われる学校教育や家庭で行われる家庭教育以外の社会全般で行われる各種講座・教室などの教育活動。

^{※44} **学社連携・融合**：学校教育と社会教育の連携・融合のこと。学社連携は一方が主体となり、両者が協力し合うことであり、学社融合は双方が一体となって計画、実施すること。

②スポーツ活動の振興

ア 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境として、スポーツや健康づくりの場を充実します。

イ 誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるようになりますため、様々なスポーツ活動の機会を充実します。

ウ 国際大会や全国大会などで活躍する競技者の活動を支援し、スポーツ愛好者のすそ野を広げます。

主な事業

- ・(仮称) 佐原2丁目公園整備事業
- ・市民スポーツ教室の開催
- ・障害者スポーツ大会への支援
- ・トップアスリートの育成・強化

(4) 多様な文化の継承、発展、創造

地域文化の掘り起こしや継承、新たな文化の創出、市民の芸術・文化活動により、多様な文化の振興を図ります。

①地域文化の掘り起こし、継承

ア 地域の歴史を掘り起こすとともに、特色ある郷土の歴史を理解し、市民の誇りとして将来に向けて継承します。

イ 横須賀の歴史、文化、自然に関する重要な文化的遺産を未来へ継承していくため、保存と活用に関する取組みを推進します。

ウ わが国の近代化に果たした横須賀の役割を市内外に広く発信するため、遺産や遺跡の調査を行い、必要な保存と公開を推進します。

主な事業

- ・市史編さん事業
- ・地域の歴史の研究
- ・民俗芸能・伝統文化の継承
- ・市民文化資産の保存
- ・指定重要文化財の維持管理
- ・旧横須賀海軍工廠関連産業遺産の保存・公開

②交流による芸術文化の創造

ア 芸術文化の育成や創造の機会づくりを推進します。

イ 芸術劇場を活用して多彩なジャンルの公演の開催を促進し、優れた舞台・音楽芸術に親しむ機会づくりを推進します。

ウ 多くの人が国内外の優れた美術品に触れる機会づくりを推進します。

主な事業

- ・若手演奏者の発掘・育成
- ・多彩なジャンルの優れた公演の開催
- ・美術館展覧会事業

③文化の担い手の育成

ア 子どもに文化体験の機会を提供し、文化への関心を高めます。

イ 多くの市民が文化の担い手として育っていくため、文化活動への支援を行います。

主な事業

- ・子どものための親子コンサートの開催
- ・市民文化活動への支援

(5) 魅力ある景観の形成

地域資源を生かした景観形成を推進するとともに、市民などによる景観形成を促進します。

①魅力ある都市景観づくり

ア 条例や計画に基づいて、規制や指導を行うことにより、魅力的な都市景観の形成及び維持保全を推進します。

イ 事業者や市民と協働し、意識啓発や魅力的な景観の維持保全活動などを推進します。

主な事業

- ・建築行為等に係る事前協議
- ・住民の自主的な景観づくり活動への支援

②自然・歴史を生かした景観づくり

ア 横須賀らしい景観を形成するため、海や緑等の自然、地域の歴史的資産などを生かした景観形成を推進します。

主な事業

- ・景観重要樹木指定事業
- ・風致地区内行為許可等業務

4 健康でやさしい心のふれあうまち

基本的人権が尊重され、保健、福祉、医療の充実した、心のふれあいがある良好な生活環境のもとで、等しく、健やかに、安心して暮らすことができる、「健康でやさしい心のふれあうまち」をめざします。

関連する主な分野別計画

- ・横須賀市人権施策推進指針
- ・横須賀市男女共同参画プラン
- ・よこすか障害者福祉計画
- ・よこすか高齢者保健福祉計画
- ・横須賀市健康増進計画

関連する主な条例

- ・横須賀市男女共同参画推進条例
- ・老人福祉センター条例
- ・老人憩いの家条例
- ・障害者支援施設条例
- ・健康増進センター条例
- ・横須賀市病院事業条例
- ・横須賀市立看護専門学校条例

(1) 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり

平和を愛し、お互いを理解し合い、共に生きる社会の形成を推進します。

①平和を愛する社会の形成

ア 市民に対し「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨を啓発し、国是である「非核三原則^{※45}」の遵守を国に働きかけていきます。

イ 恒久平和を実現するため、平和思想の普及を推進します。

主な事業

- ・国際平和のための標語・ポスター展の開催
- ・「戦争犠牲者を慰め平和を祈念する集い」の開催

【用語解説】

^{※45} 非核三原則：「核兵器を持たず、作らず、持ち込まさず」という3つの原則。

②人権を尊重する社会の形成

ア 市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現のため、人権擁護にかかる施策を推進します。

イ 配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の防止や、被害者の自立支援のため、意識啓発、相談、一時保護を行います。

ウ 犯罪や非行をした人々の立ち直りを支援するため、地域の協力と理解を深める活動を促進します。

主な事業

- ・人権意識の普及・啓発
- ・横須賀市人権施策推進会議の運営
- ・人権講演会の開催
- ・ドメスティック・バイオレンス対策事業
- ・更生保護活動団体への支援

③男女共同参画社会の形成

ア 誰もが性別にかかわらず個人として尊重される地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

主な事業

- ・男女共同参画の意識啓発
- ・男女共同参画推進施設「デュオよこすか」の運営
- ・女性のための相談窓口の設置
- ・性別による人権侵害に対する申し出制度の運用

(2) ユニバーサルデザイン^{※46}のまちづくり

すべての人々が、安心して利用できる施設づくりや社会参加できる機会づくりを推進します。

①すべての人々が安心して利用できる施設づくり

ア 誰もが使いやすい施設にするため、施設の改修や施設利用時のボランティアによる人的支援など、ハード・ソフト一体となった取組みを推進します。

イ 誰もが移動しやすい環境をつくるため、通行に支障がある歩道の段差解消やノンステップバス^{※47}の普及などを推進します。

主な事業

- ・公共施設における登録ボランティアの活用
- ・バリアフリー事業

【用語解説】

^{※46} **ユニバーサルデザイン**：障害の有無や性別、年齢等にかかわらず、全ての人が利用できるように配慮して製品、建築物、生活空間などをデザインすることをいう。社会生活上の障壁を除去するバリアフリーに対し、はじめから誰もが利用しやすいようにすることが、ユニバーサルデザインの考え方である。

^{※47} **ノンステップバス**：高齢者や障害者に配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス。

②すべての人々が社会参加できる機会づくり

ア 保育サービスの提供や手話通訳者・要約筆記者の派遣など、誰もが参加しやすい機会を充実します。

イ 障害者の働く場を確保し、職場定着を図るため、関係団体や事業者などへの啓発を行うとともに協力を得ながら、障害者雇用を促進します。

ウ 障害者の社会参加を促進するため、様々な情報を得るための支援や活動の機会を充実します。

主な事業

- ・まちづくり出前トークの開催
- ・障害者雇用促進事業
- ・コミュニケーション支援事業

(3) 総合的な地域福祉サービスの推進

誰もが、その人らしく生活できるように、福祉に関する理念を明らかにして、多様な福祉ニーズに対応できる環境づくりを推進します。

①地域福祉サービスの推進

ア ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、地域と連携した支援を行います。

イ 高齢者やその家族が安心して生活できるようにするため、各種福祉サービスについての総合的な相談支援体制を充実します。

ウ 高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、介護者の支援や各種サービスの利用調整を行います。

エ 認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域や保健、医療、福祉の関係機関が連携し、様々な支援を行います。

オ 適正な介護保険サービスや障害福祉サービスの提供を確保するため、高齢者施設や障害者施設などの指導監査を充実します。

カ 判断能力の不十分な高齢者や障害者とその家族などが安心して暮らせるようにするため、成年後見制度^{※48}の利用を支援します。

キ 障害者が、その人らしく生活できるようにするため、障害福祉サービスなどを充実します。

ク 障害者の社会復帰、自立、社会参加などを促進するため、障害者に対する相談支援体制を充実します。

ケ 原因が不明で治療方法が未確立な難病に罹患している患者がより良い生活を送れるようにするため、保健、医療、福祉の充実と連携を図ります。

【用語解説】

^{※48} 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り生活を支援する制度。この制度を利用すると、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、身の回りに配慮しながら、本人を代理して財産管理や各種契約などの法律行為を行ったり、本人が行った法律行為を取り消すことができる。

主な事業

- ・緊急通報システム貸与事業
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・高齢者虐待防止事業
- ・認知症高齢者等相談事業
- ・指導監査事業
- ・成年後見制度利用支援事業（高齢者・精神障害者・知的障害者）
- ・障害福祉サービス事業
- ・障害者相談サポートセンター事業
- ・難病患者等居宅生活支援事業

②地域福祉サービスを支える人づくり

ア ボランティア活動に対する支援や市民の意識啓発を推進し、すそ野を広げます。

イ 安定的に人材を確保するため、福祉・介護サービスの基盤である人材の育成を支援します。

ウ 支援が必要な人やその家族が安心して暮らせるようにするために、介護などに関する知識の普及啓発や、支援を行う人材を育成します。

主な事業

- ・ボランティア活動推進事業
- ・介護施設等人材育成支援事業
- ・認知症サポーター養成事業

③地域福祉サービスを支える場づくり

ア 地区社会福祉協議会など、地域福祉の拠点について機能強化を促進します。

イ 障害者が地域で安心して暮らせるようにするため、作業や創作活動などを行う
場づくりを推進・支援します。

ウ 介護を要する高齢者の生活を支えるため、介護基盤の整備を促進します。

主な事業

- ・ボランティア活動推進事業
- ・福祉援護センター運営事業
- ・特別養護老人ホーム等整備補助事業

(4) 健康づくりの推進と医療体制の充実

生涯を通じて心身ともに健康でいられるように、健康づくりを推進するとともに、医療体制を充実します。

①心とからだの健康づくり

ア ストレスなどの蓄積による心の不安や精神疾患を未然に防ぐため、心の健康についての啓発活動や相談体制を充実します。

イ 自殺対策を推進します。

ウ 健診や生活習慣病予防に関する取組みを充実します。

エ 体力づくりや栄養面での指導など介護予防を推進します。

オ 多様化する感染症の予防を推進します。

主な事業

- ・精神保健福祉対策事業
- ・市民健診事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・感染症対策事業

②医療体制の充実

ア 市内の医療機関に勤務する医師・看護師の確保対策を推進します。

イ 市民が安心して生活できる環境を整備するため、病診連携^{※49}など地域医療体制を充実します。

ウ 適正な医療等の提供を確保するため、医療機関や薬局の監視を充実します。

エ 在宅での療養生活の質を維持向上させるため、緩和ケア^{※50}などにかかる医療と福祉の連携を促進します。

主な事業

- ・看護専門学校運営管理事業
- ・保健医療対策協議会運営事業
- ・医療監視の実施

【用語解説】

^{※49} 病診連携：地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。必要に応じ、患者を診療所から専門医や医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査や治療を提供する。快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続する仕組み。

^{※50} 緩和ケア：生命を脅かす疾患の患者の痛みや身体的問題、精神的問題に対処し、患者やその家族のクオリティー・オブ・ライフ（生活の質）を改善するためのアプローチ。

(5) コミュニティへの支援

様々なコミュニティが、地域の課題解決に取り組めるように、テーマごとのコミュニティや町内会・自治会などの活動を支援します。

①コミュニティへの支援

ア 生活地域を中心としたつながりをより強くするため、教育や福祉など様々なテーマごとのコミュニティ活動や交流を支援します。

イ 町内会・自治会などの活動を促進するため、町内会館の建設や各種活動に対して支援します。

主な事業

- ・コミュニティセンターによる場づくり・仲間づくりの支援
- ・町内会活動助成事業

5 安全で快適に暮らせるまち

災害に強い都市構造、質の高い生活基盤、環境にやさしい循環型社会を築くとともに、都市生活の安全性とモラルを向上し、「安全で快適に暮らせるまち」をめざします。

関連する主な分野別計画

- ・横須賀市危機管理指針
- ・横須賀市地域防災計画
- ・横須賀市環境基本計画
- ・生活排水処理基本計画
- ・横須賀市消防局マスタープラン
- ・横須賀市交通安全計画
- ・横須賀市上下水道事業マスタープラン
- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- ・横須賀市地球温暖化対策実行計画
- ・横須賀市地球温暖化対策地域推進計画
- ・新エネルギービジョン

関連する主な条例

- ・災害対策本部条例
- ・救急医療センター条例
- ・環境基本条例
- ・横須賀市船舶の放置防止に関する条例
- ・横須賀市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例
- ・廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(1) 災害・緊急事態に強いまちづくり

災害に強いライフライン、都市施設、市街地づくりを進めるとともに、災害や危機が発生した際に迅速に対応できる体制を整備します。

①緊急輸送路やライフラインの強化・多重化

ア 災害時の避難路や緊急時の通路を確保するため、防災道路の整備を推進します。

イ 災害時の応急対策活動を円滑に進めるため、橋りょうやトンネルの耐震補強などを推進します。

ウ 震災時において、海上から安定した緊急物資の搬入を可能にするため、大規模地震にも対応できる耐震強化岸壁の整備を推進します。

エ 災害に強く、危機管理能力の高い上下水道システムを構築するため、上下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の早期復旧体制を整備します。

主な事業

- ・防災道路整備事業
- ・橋りょう耐震・補強事業
- ・トンネル補強事業
- ・耐震強化岸壁整備事業
- ・上下水道施設の耐震化

②市街地の防災対策の推進

ア 震災時における市街地の安全を確保するため、住宅や宅地の耐震化を促進します。

イ 被災時の広域避難や一時避難、延焼防止などに役立つ公園整備を推進します。

ウ 地すべり、がけ崩れによる災害から市民の生命と身体を守るため、危険箇所への防災対策を推進します。

エ 護岸や海浜地の近くに暮らす市民の安全を確保するため、海岸高潮対策と海岸侵食対策を推進します。

オ 大雨による浸水地区の被害を低減するため、浸水対策を推進します。

主な事業

- ・住宅の耐震補強工事助成事業
- ・(仮称) 佐原2丁目公園整備事業
- ・急傾斜地崩壊対策事業
- ・海岸高潮・侵食対策事業
- ・雨水施設の整備

③防災・危機管理体制の充実

ア 自然災害や大きな事故に対する事前対策と、発生時の迅速かつ的確な対応を図るため、総合的な防災体制を整備します。

イ テロや大規模感染症など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機に備えるため、総合的な危機管理体制を整備します。

ウ 震災時における来館者の安全確保と防災拠点としての機能強化のため、公共建築物の耐震化などを推進します。

エ 地域の防災拠点となる公共施設の機能強化を図るため、被災時に必要な資機材や物資などの整備を推進します。

オ 災害時の救急医療を確保するため、医師会などとの連携を強化し、地域医療救護所への医師等医療従事者の派遣体制を充実するとともに、医薬品・医療資機材の備蓄を推進します。

カ 大地震による被災時の二次的災害を防止するため、被災した建築物等の安全性を見きわめる応急危険度判定士の養成などを行います。

主な事業

- ・市防災行政無線再整備事業（防災行政無線のデジタル化）
- ・危機管理対策推進事業（国民保護訓練の実施、緊急情報の収集・発信）
- ・横須賀市新型インフルエンザ対策行動計画の整備
- ・庁舎営繕事業
- ・行政センターの耐震化
- ・中央図書館旧館の耐震化
- ・災害応急対策事業（備蓄物資の管理、飲料水の確保）
- ・災害時救急医療対策事業
- ・震災建築物応急危険度判定制度整備事業

④市民協働による防災活動の促進

ア 災害に対する「自助」「共助」の体制を強化するため、自主防災組織の活性化を促進します。

イ 市民一人ひとりの防災意識や防災知識・技術の向上を図るため、防災について学ぶ環境を充実するとともに、より効果的な自主防災訓練の実施を促進します。

ウ 地域防災力の要である消防団の機能を強化するため、施設や装備を充実するとともに、各種訓練などを通じて消防団の活性化を促進します。

エ 救命効果の向上を図るため、市民に対して応急手当に関する正しい知識や技術の普及啓発を推進します。

オ 事業所や一般住宅の火災を予防するため、事業所における自主防火管理体制の強化や一般住宅の防火対策を促進します。

主な事業

- ・地域防災力整備推進事業（自主防災組織の活動支援）
- ・消防団活性化事業
- ・応急手当市民普及啓発事業
- ・火災予防事業

(2) 安心して日常生活を送るための環境づくり

産業活動や日常生活から生じる環境問題をはじめ、消防・救急・救助、防犯、交通安全、消費者保護などの対策を推進します。

①環境保全対策の推進

ア 大気汚染や水質汚濁などの環境問題に対応するため、環境監視体制を充実するとともに、事業者や市民などの環境負荷低減の取組みを促進します。

イ 放置自動車による障害をなくすため、所有者調査、撤去指導、廃物認定など、発生防止と適正処理に関する取組みを推進します。

ウ 港湾と漁港を安全に利用できるようにするため、放置艇を一掃する対策を推進します。

エ ごみの不法投棄を防止するため、意識啓発を図るとともに、警察署との連携による監視活動を推進します。

オ 環境美化に対する市民意識の向上を図るため、クリーンよこすか運動やポイ捨て防止啓発活動を推進します。

カ 公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業計画認可区域外の地域における合併処理浄化槽の設置と維持管理指導を行います。

キ 公共トイレを安全・安心で利用しやすくするため、適正な設置と清掃、補修、改修などの維持管理を行います。

ク 公共用水域の水質向上を図るため、下水道施設の高度化を推進します。

主な事業

- ・環境保全対策事業
- ・放置自動車適正処理事業
- ・放置艇対策推進事業
- ・不法投棄防止対策事業
- ・クリーンよこすか推進事業
- ・浄化槽設置管理指導事業
- ・公共トイレの適切な設置及び維持管理
- ・合流式下水道の改善

②消防・救急・救助体制の充実

ア 火災、事故、急病などに迅速に対応するため、消防力の適正配備を推進します。

イ 消防・救助活動の装備機材や消防車両の維持管理、整備を行うとともに、現場活動に必要な技術を身につけるための職員訓練などを行います。

ウ 迅速かつ確実な高度救命処置に対応するため、救急隊の知識や技術の向上を図るとともに、消防体制と救急医療体制の機能連携を推進します。

エ 救急医療体制の充実を図るため、救急医療センターを新港埠頭交流拠点地区へ移転新築するとともに、医師会及び医療機関との連携・協力を推進します。

オ 消防力を強化するため、消防活動の広域連携を図ります。

主な事業

- ・消防車両水利整備事業
- ・救急高度化推進事業
- ・救急医療センター運営事業
- ・広域病院群輪番制運営事業

③防犯対策の推進

ア 犯罪のない安心して暮らせる環境をつくるため、地域、警察、関係団体、米海軍、行政などが連携した地域安全活動を推進します。

主な事業

- ・地域安全安心活動推進事業（地域における地域防犯活動の推進、防犯関係団体との連携）

④交通安全対策の推進

ア 交通事故のない安心して暮らせる環境をつくるため、地域、警察、関係団体、行政などが連携した地域安全活動を推進します。

イ 運転者と歩行者のモラルやマナーの向上を図るため、関係機関及び団体と連携して、交通安全運動や年代別の交通安全教室などの啓発活動を推進します。

ウ 放置自転車などをなくし駅周辺を安心して歩ける環境にするため、自転車等駐車場の整備を推進します。

エ 道路管理者である国、県や交通管理者である警察との定期的な協議の場を設け、交通安全施設の整備に関する総合的な対策を推進します。

オ 交通安全の確保と良好な道路環境を創出するため、道路照明灯や道路反射鏡などの整備を推進します。

主な事業

- ・交通安全推進事業（交通安全関係団体との連携）
- ・交通安全教室事業（交通安全教室の開催）
- ・自転車等駐車場整備事業
- ・関係機関との連絡調整会議の開催
- ・セーフティロード事業

⑤消費者保護対策の推進

ア 悪質商法等の被害から市民を守るため、消費生活情報の提供機能を強化するとともに、消費生活に関する講座の開催など啓発活動を推進します。

イ 高度化、複雑化した消費生活相談に対応するため、専門知識を持った消費生活相談員を配置し、あっせんや適切な助言ができる体制を充実します。

ウ 消費者の利益を守るため、計量法に基づいて取引や証明に使用されているばかりの検査や正しい計量に関する啓発を行います。

主な事業

- ・消費者への啓発活動
- ・消費生活相談員への研修
- ・計量器定期検査の実施

⑥食品・環境衛生対策の推進

ア 食の安全や衛生環境を確保するため、食品・環境営業に関する施設や動物取扱業施設に対する監視、指導や啓発活動などを推進します。

イ 市民の健康や食の安全、快適な生活環境を保つため、精確で迅速な試験検査を行います。

主な事業

- ・食品衛生事業
- ・試験検査事業

(3) 快適な暮らしを支える生活基盤づくり

快適な暮らしを支える生活基盤として、上水道、下水道、廃棄物、道路・交通環境、公園、河川などの適切な整備、維持管理、運営を推進します。

①上水道事業の効率的な運営

ア 安全でおいしいと感じていただける良質な水道水を供給するため、水管の改良を推進するとともに水質管理を強化します。

イ 持続可能な水道事業運営を図るため、適切に資産を管理する手法を取り入れながら、施設の効率的な維持管理、更新及び再編成を推進します。

主な事業

- ・自動水質監視装置の設置
- ・水道施設の更新

②下水道事業の効率的な運営

ア 持続可能な下水道事業運営を図るため、適切に資産を管理する手法を取り入れながら、施設の効率的な維持管理、更新及び再編成を推進します。

主な事業

- ・下水道施設の更新

③ごみの減量化・資源化、適正処理の推進

ア 3R（リデュース・リユース・リサイクル）※⁵¹の取組みを推進し、循環型社会の実現を図ります。

イ 産業廃棄物の適正処理を図るため、処理実態の把握に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理について、排出事業者や処理事業者に対する指導を行います。

ウ 本市と三浦市によるごみの広域処理を行うため、本市に可燃ごみ処理施設と不燃ごみ等選別施設を、三浦市に最終処分場を整備します。

エ 環境負荷の軽減を図るため、下水の中に含まれる資源の活用を推進します。

主な事業

- ・減量化・資源化啓発事業
- ・リサイクルプラザ再資源化事業
- ・集団資源回収推進事業
- ・産業廃棄物指導事業
- ・廃棄物広域処理施設建設準備事業
- ・焼却灰のリサイクル

【用語解説】

※⁵¹ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）：ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3つの「R」を進める取組みのことと、循環型社会を実現するためのキーワード。

④道路・交通環境の整備

ア 市内交通を円滑化するため、各地域間や拠点間を結ぶ幹線道路の整備を進め、一部の幹線道路に集中している交通の分散化を図ります。

イ 地区の交通需要に対応するため、主要な幹線道路へスムーズに連絡する地区幹線道路の整備・改良を推進します。

ウ 自動車交通の円滑化と安全性の向上を図るため、歩道や交差点などの交通安全施設の整備・改良や狭あい道路の拡幅を推進します。

エ 橋りょうの安全を確保するため、健全度調査に基づき修繕計画を策定し、計画的な維持管理を行います。

オ 地域社会の活力向上や市民生活、社会活動の利便性向上のため、交通の円滑化を図ります。

主な事業

- ・市内環状線整備事業
- ・佐島の丘関連道路整備事業
- ・歩道整備事業
- ・橋りょう長寿命化修繕計画策定事業
- ・公共交通優先システム（P T P S）拡充への支援

⑤公園の整備

ア 市民に身近な街区公園などの整備を推進します。

イ 利用者ニーズや安全性、利便性に配慮した、誰もが利用しやすい公園づくりを行いうため、既存公園の改修などを推進します。

主な事業

- ・(仮称) 久里浜1丁目公園整備事業
- ・公園リニューアル事業

⑥河川の管理

ア 治水機能を守るとともに市民のやすらぎ空間を創出するため、河川の維持管理を行います。

主な事業

- ・河川・水路の維持補修

⑦市営住宅の管理運営

ア 市営住宅の維持管理と運営を、高齢化などの社会情勢に応じて計画的に行います。

イ 民間住宅を活用して、住宅困窮者に安定した賃貸住宅の供給を行います。

主な事業

- ・市営住宅改修事業
- ・借上型市営住宅供給事業

⑧火葬場・墓地の管理運営

ア 火葬場の管理運営を行うとともに、火葬業務の集約統合などを推進します。

イ 公園墓地の管理運営を行うとともに、憩いの場としての活用を図ります。

主な事業

- ・火葬場運営管理事業
- ・公園墓地リニューアル事業

(4) 地球環境問題への対応

地球規模の環境問題に対して、地域での取組みを推進します。

①温暖化対策の推進

ア 市役所の事務・事業の執行に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、職員の環境配慮行動の実践及び環境負荷低減の取組みを推進します。

イ 市域における地球温暖化対策を進めるため、市民、事業者、行政などが連携した取組みを推進します。

ウ 市域から排出される温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギー^{※52}の普及支援や、市民、事業者の省エネルギーへの取組みを促進します。

主な事業

- ・公用車への電気自動車の導入
- ・横須賀市環境マネジメントシステム（Y E S）^{※53}の実施
- ・ストップ地球温暖化市民協働推進事業
- ・新エネルギー利用促進事業
- ・自然エネルギーの活用

【用語解説】

^{※52} **再生可能エネルギー**：例えば、太陽光や太陽熱、水力など、資源を枯渇させずに永続的に利用できるエネルギー。

^{※53} **横須賀市環境マネジメントシステム（Y E S）**：環境への負荷を減らすために、横須賀市役所が行う全ての事務・事業の執行において、環境配慮行動を実践していく仕組みのこと。

②環境教育・環境学習の推進

ア 環境に関する意識の啓発を図るため、市民、事業者、学校などが連携・協働して、環境教育・環境学習を推進します。

主な事業

- ・環境教育・環境学習シンボル事業

第6章 まちづくりの推進姿勢

「第5章 まちづくり政策」に掲げた5つの目標の実現に向けて、市民、団体、事業者と市が互いに連携しながら、より効率的・効果的な都市経営を行っていかなければなりません。また、これまで地方分権の流れの中で確立してきた団体自治に加え、今後は住民自治を確立する必要があります。

そのために、次の3つを基本的な姿勢としてまちづくりを推進します。

まちづくりの推進姿勢

- 1 市民協働によるまちづくりの推進
- 2 効率的な都市経営の推進
- 3 地方分権と広域連携の推進

1 市民協働によるまちづくりの推進

市民、団体、事業者と市の役割分担と連携のもとにまちづくりを行うため、情報の積極的な提供や市政への市民意見の反映、市民公益活動の促進・支援など、市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりを推進します。

関連する主な分野別計画

- ・市民協働型まちづくり推進指針
- ・市民活動促進指針

関連する主な条例

- ・情報公開条例
- ・横須賀市市民協働推進条例
- ・横須賀市市民パブリック・コメント手続条例

(1) 情報公開・個人情報保護の充実

市民が必要とする情報を積極的に提供し、行政運営の透明性を高めるとともに、個人情報を適切に管理します。

①情報公開・個人情報保護の充実

ア 行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、各分野の情報を積極的に提供します。

イ 個人情報の有用性に配慮するとともに、漏えい事故を防止する取組みなどを推進し、個人の権利利益を保護します。

主な事業

- ・市政情報提供事業（情報公開制度の適正な運用）
- ・市政情報提供事業（個人情報保護制度の適正な運用）

(2) 広報広聴活動の充実

すべての市民に分かりやすい広報活動や多くの市民から意見をお聞きする広聴活動を充実するとともに、様々な市民相談に対応します。

①広報活動の充実

ア　すべての市民に必要な情報を伝えるため、職員一人ひとりが意識を持って、分かりやすく身近な広報活動を推進します。

イ　インターネット、テレビ、新聞、ミニコミ紙などの身近な媒体を活用し、戦略的な広報活動を推進します。

主な事業

- ・広報事業
- ・インターネット情報発信推進事業

②広聴活動の充実

ア 市民ニーズを的確に把握し市政に反映するため、広聴活動を推進し、いただいた意見とそれに対する回答を市ホームページで広く公開します。

イ 市民の意見を、直接地域などに出向いて伺うため、車座会議やまちづくり出前トークを積極的に開催します。

ウ 正確で客観的な市民意見を把握するため、アンケートなどの手法について、全局的なルールづくりを行います。

主な事業

- ・広聴事業（市政相談、「市民の声」の受付）
- ・市長と話す車座会議の開催

③市民相談の充実

ア 市民の問題解決を支援するため、職員による市民生活相談や交通事故相談を行います。

イ 多様化、複雑化する市民生活に対応するため、弁護士による法律相談など、専門性を要する特別相談を行います。

主な事業

- ・相談事業（簡易な民事問題などの市民生活相談）
- ・相談事業（弁護士・司法書士ほか専門家による法律・登記などの相談）

(3) 市民協働の推進

市民公益活動^{※54}を支える環境づくりや多様な主体によるまちづくりを推進します。

①市民公益活動の促進

ア 市民公益活動の拠点を提供するとともに、人づくりやネットワークの形成を支援します。

イ 市民、市民公益活動団体^{※55}、事業者などが活動を支え合う仕組みづくりを推進します。

主な事業

- ・市民活動サポートセンターの運営
- ・市民公益活動団体支援基金による特定非営利活動法人補助事業

【用語解説】

^{※54} 市民公益活動：民間が行う非営利で公益的な活動。

^{※55} 市民公益活動団体：ボランティア団体や特定非営利活動法人（NPO法人）など、公益活動を行う民間の団体。

②協働による取組みの推進

ア 市民、市民公益活動団体、事業者など多様な主体が行政と対等な立場で、役割分担を明確にした協働によるまちづくり事業を推進します。

イ 市民、市民公益活動団体、事業者などの意見を計画の策定等に反映させるため、合意形成の機会を充実します。

主な事業

- ・市民協働推進補助事業
- ・まちづくり出前トーク事業
- ・審議会等への市民公募委員の参画

2 効率的な都市経営の推進

効率的、効果的なまちづくりを推進するため、市の組織体制や運営方法、財政基盤などについて、不斷の改革・改善を行うとともに、意欲的で高い能力を有する、市政の担い手にふさわしい職員を育成します。

関連する主な分野別計画

- ・横須賀市行政改革大綱

関連する主な条例

- ・行政組織条例
- ・職員定数条例
- ・横須賀市財政事情の公表に関する条例

(1) 機動的で効率的な体制づくり

機動的な組織、執行体制づくりに取り組むとともに、情報システムを充実し効率的な行政運営を推進します。

①柔軟な組織・執行体制づくり

ア 社会情勢の変化などによる新たな行政需要に対応するため、柔軟な組織・執行体制づくりを推進します。

主な事業

- ・行政管理事業

②情報システムによる行政の効率化

ア 情報システムやネットワークなどの情報基盤の整備、安全な管理運用により、効率的な行政運営を推進するとともに、市民サービスの向上を図ります。

主な事業

- ・行政情報基盤整備・運用事業
- ・情報システム管理運営事業

(2) 市政を支える意欲と能力のある人づくり

豊かな意欲と能力を持った職員の育成を行います。

①市政を支える意欲と能力のある人づくり

ア 個々の職員の課題認識力や政策形成能力、接遇能力などを高めるため、研修制度を充実します。

イ 職員の創意が生かされる職場環境を形成するため、職員の問題意識をくみ上げる仕組みづくりを行うとともに、評価制度を充実します。

ウ 職員の意識改革を推進するため、国、県、他都市や民間企業などとの人事交流を推進します。

エ 幅広く優秀な人材を登用することなどにより、専門性や様々な経験、年齢層等の多様性に富んだ組織づくりを推進します。

主な事業

- ・職員研修事業
- ・職員政策提案の実施
- ・接遇外部点検の実施
- ・国・県との人事交流の実施
- ・幅広い人材登用の実施

(3) 健全な行財政運営

安定的な市政運営が可能な財政基盤を確立し、計画的、効果的な行政運営を推進するとともに、計画の策定や進行管理、行政評価を充実します。

①財政の健全化の推進

ア 財政と行政改革の計画を策定し、着実に推進します。

イ 定期的に事務事業等の点検を実施し、事業の効率化と歳入の積極的な確保を図ります。

ウ 公共施設などの今後のあり方を総合的に判断する仕組みを構築し、適切な管理と運用を図ります。

エ 公平性の観点から、滞納対策をさらに強化し、税や料金などの未納額の圧縮を図ります。

オ 社会環境の変化に対応した外郭団体改革を推進します。

主な事業

- ・行政改革推進事業
- ・財政基本計画の推進
- ・政策評価事業（事務事業等の総点検）
- ・広告事業
- ・ファシリティマネジメント^{※56}推進事業
- ・巡回型債権回収指導の実施

【用語解説】

^{※56} ファシリティマネジメント：施設や設備などのあり方を検討し、最も合理的かつ効率的に管理・運用するための経営手法。

②計画的・効果的な行政運営

ア 総合計画や分野別計画を策定するとともに進行管理を行い、計画的な行政運営を推進します。

イ 政策・施策の評価を行い、効果的な行政運営を推進します。

ウ 時代の変化に対応し、まちの特色を生かした政策を企画立案するため、その基礎となる政策研究を行います。

エ 公の施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度^{※57}の適切な運用を推進します。

主な事業

- ・基本計画策定事業
- ・都市計画マスターplan、環境基本計画などの分野別計画策定事業
- ・行政手続制度整備運用事業
- ・政策評価事業（重点政策・施策評価）
- ・政策研究事業
- ・行政管理事業

【用語解説】

^{※57} 指定管理者制度：地方公共団体が指定する団体が公の施設の管理を行う制度。この制度により、民間事業者も市の公園や体育館などを管理することが可能となった。

3 地方分権と広域連携の推進

自律的な行財政運営と独自性のある政策を展開するため、国・県からの一層の分権を要請するとともに、市民主体のまちづくりを推進します。また、市の行政圏域を超えた広域的な取組みが必要な課題に対応するため、国、県、市町村との広域連携を推進します。

(1) 地方分権の推進

地方分権に伴う権限、税財源の確保により、独自性のある政策を展開し、自治体としての魅力を高めます。

①地方分権の推進

ア 市民に身近なところでより多くの行政サービスを行うため、国、県からの権限、税財源の移譲を要請します。

イ 地方分権の進展及び多様な市民ニーズに対応するため、条例制定、法律の解釈・運用などの政策法務を推進します。

主な事業

- ・地方分権推進事業
- ・政策法務推進事業

②住民自治の推進

ア 自治基本条例^{※58}を制定し、市民主体のまちづくりを推進します。

イ 地域の個性や魅力を生かすため、地域住民自らがまちのあり方を決めることができる、地域主体のまちづくりを推進します。

主な事業

- ・自治基本条例制定事業
- ・(仮称) 地域運営協議会設置等検討事業

【用語解説】

^{※58} **自治基本条例**：住民主体の自治の考え方に基づいた自治体運営の基本原則を定める条例。行政情報の共有や市政への市民参加、自治を担う市民、議会、行政の役割と責務など自治を推進する制度について規定するもの。

(2) 広域連携の推進

国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。

①広域連携の推進

ア 市域を越えた広域の行政需要や単独では処理が困難な事務事業に対応するため、国、県、市町村との連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。

イ 技術や情報の共有・共用や観光分野等での相互協力など、自治体間の連携を推進します。

主な事業

- ・廃棄物広域処理施設建設準備事業
- ・観光などでの他団体との連携

資料編

1 総合計画審議会の概要

(1) 設置の趣旨

新たな基本計画（平成 23 年度～33 年度）を策定するにあたり、市長の諮問機関として計画素案をもとに審議するために設置

(2) 開催方法等

① 開催方法

全体会、交流・共生・創造の 3 分科会、座長・副座長会により開催

【各分科会の担当】

分科会名	担当するまちづくり政策の目標・まちづくりの推進姿勢
交流分科会	<まちづくり政策の目標> ◇いきいきとした交流が広がるまち <まちづくりの推進姿勢> ◇市民協働によるまちづくりの推進 ◇効率的な都市経営の推進 ◇地方分権と広域連携の推進
共生分科会	<まちづくり政策の目標> ◇海と緑を生かした活気あふれるまち ◇安全で快適に暮らせるまち
創造分科会	<まちづくり政策の目標> ◇個性豊かな人と文化が育つまち ◇健康でやさしい心のふれあうまち

② 開催回数

平成 21 年度：計 3 回（全体会 1 回、各分科会 2 回）

平成 22 年度：計 6 回（全体会 1 回、各分科会 4 回、座長・副座長会 1 回）

(3) 委員名簿

(50音順、敬称略)

所 属 等	氏 名	分科会	役職
公募による委員	青木 康太	共生分科会	
横須賀市観光協会	伊藤 智	交流分科会	
横須賀市老人クラブ連合会会长	植竹 喜三	創造分科会	
横須賀市医師会副会长	遠藤 千洋	創造分科会	
東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	大西 隆	—	◎
障害者施策検討連絡会会长	大武 熱	創造分科会	
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長	小野間 重雄	交流分科会	
横浜国立大学名誉教授	影山 清四郎	創造分科会	●
クリーンよこすか市民の会副会长	加藤 茂雄	共生分科会	
横須賀市母親クラブ連絡会会长	川名 亘子	創造分科会	
公募による委員	木村 武志	共生分科会	
横須賀商工会議所会頭	木村 忠昭	共生分科会	
日本環境衛生センター会長	小林 康彦	共生分科会	◇
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	澤田 信子	創造分科会	◆
横須賀市安全・安心まちづくり推進連絡協議会副会长	高須 和男	共生分科会	
横須賀集客促進実行委員会	高瀬 順治	交流分科会	
よこすか葉山農業協同組合副組合長	高山 英夫	共生分科会	
三浦半島地域連合副議長	土橋 雅一	交流分科会	
公募による委員	鳥居 里美	交流分科会	
横須賀青年会議所直前理事長	中台 学	交流分科会	
公募による委員	永田 翔吾	交流分科会	
横須賀市連合町内会会长	西原 徹	交流分科会	
横須賀市自然・人文博物館長	林 公義	共生分科会	
横須賀市漁業振興協議会副会长	原田 昭一	共生分科会	
横須賀市社会福祉協議会会长	藤原 尉夫	創造分科会	
中央大学総合政策学部教授	細野 助博	交流分科会	●
横須賀市子ども会指導者協議会事務局長	松本 敬之介	創造分科会	
大妻女子大学社会情報学部教授	松本 暢子	共生分科会	◆
東京工業大学大学院総合理工学研究科人間環境システム専攻准教授	室町 泰徳	交流分科会	◆
公募による委員	森川 菜摘	創造分科会	
早稲田大学大学院ビジネススクール教授	吉川 智教	共生分科会	●
横須賀市立小学校長会副会长	吉村 彰展	創造分科会	
公募による委員	渡辺 昌昭	創造分科会	

◎:委員長 ◇:委員長職務代理者

●:各分科会座長 ◆:各分科会副座長

(以上33名)

前任者

所 属 等	氏 名	分科会	役職
横須賀集客促進実行委員会	四宮 浩	交流分科会	
横須賀市観光協会	中村 一郎	交流分科会	

(4) 審議経過

会議名	開催日	審議内容	意見件数
第1回総合計画審議会 (全体会)	平成22年1月12日	横須賀市基本計画の諮問 総合計画審議会の運営について 横須賀市基本計画1次素案について	31
第1回創造分科会	平成22年2月3日	横須賀市基本計画1次素案について (施策体系)	52
第1回共生分科会	平成22年2月9日		53
第1回交流分科会	平成22年2月22日		40
第2回共生分科会	平成22年3月8日	横須賀市基本計画1次素案について (施策体系)	64
第2回創造分科会	平成22年3月9日		58
第2回交流分科会	平成22年3月19日		35
第3回共生分科会	平成22年4月6日	横須賀市基本計画1次素案について (重点プログラム)	31
第3回創造分科会	平成22年4月8日		42
第3回交流分科会	平成22年4月12日		45
第4回交流分科会	平成22年5月19日	横須賀市基本計画2次素案について (施策体系)	31
第4回共生分科会	平成22年5月20日		35
第4回創造分科会	平成22年5月20日		53
第5回交流分科会	平成22年5月20日	横須賀市基本計画2次素案について (施策体系)	49
第5回創造分科会	平成22年5月21日		76
第5回共生分科会	平成22年5月24日		49
第6回交流分科会	平成22年7月15日	横須賀市基本計画3次素案について	29
第6回共生分科会	平成22年7月15日		36
第6回創造分科会	平成22年7月16日		54
座長・副座長会	平成22年8月6日	横須賀市基本計画4次素案について	59
第2回総合計画審議会 (全体会)	平成22年9月6日	横須賀市基本計画答申案について 横須賀市基本計画の答申	48
合 計			970

(5) 答申

平成 22 年（2010 年）9 月 6 日

横須賀市長 吉田 雄人 様

総合計画審議会

委員長 大西 隆

横須賀市基本計画（2011～2021）について（答申）

平成 22 年 1 月 12 日付け横企企第 48 号で素案を付して諮問がありました「横須賀市基本計画（2011～2021）」について、別添のとおりとりまとめましたので、答申します。

本審議会は、全体会、3 つの分科会、座長・副座長会など 9 回にわたり会議を開催し、横須賀市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で、積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

その結果として、本計画では、少子高齢化、人口減少の進展、厳しい財政状況など、自治体にとって危機的とも言える情勢を認識しつつ、基本構想で掲げた都市像を実現するために、今後 11 年間に取り組む基本的な政策・施策を体系的に位置付けています。

横須賀に縁の深い咸臨丸が荒波を乗り越えて大陸に辿り着いたように、この計画が、「国際海の手文化都市」の旗を掲げる横須賀にとって、さまざまな荒波を乗り越え、夢のもてる明るい豊かな社会に辿り着くための羅針盤となれば幸いです。

なお、この答申は、各委員から出された 970 件にもわたる数多くの意見を積み重ねて策定しました。計画の実施にあたっては、これらの意見が今後の市政に十分生かされるよう配慮するとともに、的確な進行管理を行い、効果的かつ効率的な市政運営に努められることを切に要望します。

(6) 総合計画審議会条例

○ 総合計画審議会条例

平成8年3月27日
条例第6号

総合計画審議会条例をここに公布する。

総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画における基本構想及び基本計画に係る重要事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に横須賀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (平21条例25・一部改正)

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 都市政策審議会条例(昭和53年横須賀市条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成21年4月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

(7) 総合計画審議会運営要領

○ 総合計画審議会運営要領

1 運営形態

全体会、分科会、座長・副座長会の併用方式とする。

2 構成

(1) 全体会

- ・委員全員により開催する。
- ・会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

(2) 分科会

- ・「交流」、「共生」、「創造」の3分科会を設置し、委員長を除く委員全員がいずれかの分科会の委員となる。
- ・分科会に座長、副座長を置き、座長、副座長は、学識経験者の中から委員長が指名する。
- ・分科会は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

(3) 座長・副座長会

- ・座長・副座長会は、委員長、委員長職務代理者と各分科会の座長、副座長により開催する。
- ・座長・副座長会は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

3 審議内容

(1) 全体会

- ・分科会及び座長・副座長会における審議内容をもとに、全体を通しての審議を行う。

(2) 分科会

- ・計画全文の諮問であるため、分量など審議の効率を考慮して、「まちづくり政策」、「まちづくりの推進姿勢」を3分科会で分担して審議する。
- ・「重点プログラム」については、関連した部分を中心に審議する。

(3) 座長・副座長会

- ・分科会における審議内容をもとに、計画全体としての調整を行い、答申策定に向けた調整を行う。

2 横須賀市基本計画の策定に関する特別委員会の概要

(1) 名称

横須賀市基本計画の策定に関する特別委員会

(2) 定数

12名

(3) 設置区分

法定（地方自治法第110条）とする。

(4) 付議事件

横須賀市基本計画（平成23年度から平成33年度）の策定に関する審査を行う。

(5) 設置期間

付議事件が終了するまでとする。

(6) 委員の任期

原則付議事件が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(7) 活動時期

会期中を原則とする。審査が終了しない場合は、閉会中も審査する。

(8) 常任委員会との関係

特別委員会の付議事件は、特別委員会の設置期間に限りこれを所管する常任委員会から、当該特別委員会に移譲され、当該案件に関する常任委員会の権限は停止される。

(9) 開催日程

(平成 22 年 9 月 6 日現在)

回 数	開 催 日	備 考
第 1 回	平成 21 年 9 月 17 日	
第 2 回	平成 21 年 12 月 10 日	
第 3 回	平成 22 年 1 月 26 日	
第 4 回	平成 22 年 3 月 24 日	
	平成 22 年 3 月 26 日	市議会本会議において第 1 回中間報告
第 5 回	平成 22 年 5 月 13 日、14 日	
第 6 回	平成 22 年 6 月 18 日	
第 7 回	平成 22 年 7 月 30 日	
第 8 回	平成 22 年 8 月 26 日	
	平成 22 年 9 月 2 日	市議会本会議において第 2 回中間報告

(10) 委員名簿

(委員長、副委員長を除き 50 音順、敬称略)

会 派 名	氏 名	役 職
新政会	伊藤 順一 加藤 真道 山口 道夫	副委員長
公明党	岩沢 章夫 鈴木 真智子	委員長
研政よこすか市民連合	伊関 功滋 矢島 真知子	
自由民主党	青木 秀介 森 ペン	
ニューウィング横須賀	野村 隆弘	
日本共産党	ねぎし かずこ	
無会派	瀧川 君枝	

(11) 中間報告

◆ 第1回中間報告（平成22年3月26日）

横須賀市基本計画の策定に当たり、市におかれては、本委員会の次の意見を反映されるよう強く要望する。

- 1 前計画の総括を踏まえ、現在の本市の課題をしっかりと把握したうえで、今後本市の進むべき方向を示すものとされたい。
- 2 基本構想との整合性、関連性を図り、計画の進行管理をするために、より踏み込んだ方向性を示せるよう、指標及び評価体制を確立されたい。
- 3 本計画と各分野別計画、関係条例等を整理し、わかりやすい構成と文言で表記することにより、市民に理解と共感を得られるよう配慮されたい。
- 4 社会情勢の大きな変化が生じた場合、計画を見直すことができるような表現を加えることを検討されたい。

◆ 第2回中間報告（平成22年9月2日）

横須賀市基本計画の策定に当たり、市におかれては、本委員会の次の意見を反映されるよう強く要望する。

- 1 序章においては前計画の総括を十分に行い、総合計画における基本計画の位置づけを明確にし、住民自治の確立を目指し、市民協働によるまちづくりを推進するという行政の基本姿勢をしっかりと表記されたい。
- 2 今後目指すべきまちの姿を明確にするため、目標数値の設定と着実な進行管理を行える評価体制を確立されたい。
- 3 重点プログラムの位置づけとまちづくり政策の関連性を鮮明にし、取り組みの方向性をより具体的に表記されたい。
- 4 最終的な冊子については、できるだけ見やすくわかりやすいものとするため、最新データや表、用語解説、デザインなどを取り入れて作成し、また幅広い年齢層の市民に親しまれる計画とするため、普及方法についても工夫をされたい。

3 計画策定に関する市民参加の概要

(1) 平成 20 年度実施

① アンケート調査

◆基本計画策定のための市民アンケート

- ア 調査対象 15 歳以上の市民 5,000 人
イ 実施時期 平成 20 年 6 月～ 7 月
ウ 回収実績 回収数：2,173 件、回収率：43.5%

◆基本計画策定のための子どもアンケート

- ア 調査対象 小学 4 年生の児童、中学 2 年生の生徒（共に全学校 1 クラス抽出）
イ 実施時期 平成 20 年 5 月～ 6 月
ウ 回収実績 回収数：2,265 件（小学校 1,500 件、中学校 765 件）、回収率：100%

② 基本計画策定のための団体等ヒアリング調査

- ア 調査対象 市内団体等の中から 7 団体（横須賀工業振興協同組合、横須賀商工会議所工業部会、（障害者）施策検討連絡会、小学校長会、中学校長会、母親クラブ連絡会、連合町内会役員会）
イ 実施時期 平成 20 年 7 月～ 9 月

(2) 平成 21 年度実施

① 基本計画骨子案に対する意見募集

◆市民対象の意見募集

- ア 実施時期 平成 21 年 5 月～ 6 月
イ 実施結果 意見件数：77 件

◆専門委員等（本市の専門委員、審議会等委員並びに関係団体）対象の意見募集

- ア 実施時期 平成 21 年 5 月
イ 実施結果 意見件数：128 件

◆専門的な業務に従事する市職員（指導主事、学芸員等）対象の意見募集

- ア 実施時期 平成 21 年 5 月～ 6 月
イ 実施結果 意見件数：33 件

② 総合計画審議会の市民委員の公募

- ア 受付時期 平成 21 年 6 月～ 7 月
イ 応募者数 10 名
ウ 選定方法 小論文及び個別面接
エ 審査結果 6 名を選任

③ 市長と話す車座会議

- ア 実施時期 平成 21 年 10 月
イ 参加者数 延べ 727 人
ウ 実施回数 本庁地域 2 回、行政センター各 1 回、計 11 回
エ 実施結果 意見件数：453 件（当日 221 件、意見箱 232 件）

④ 基本計画素案（1 次～4 次）に対する意見募集

- ア 実施時期 平成 22 年 1 月～8 月
イ 案内方法 都市政策研究所のホームページ
ウ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、直接持参で受付
エ 実施結果 意見件数：40 件

（3）平成 22 年度実施

① 基本計画について話す市民会議

- ア 実施時期 平成 22 年 6 月
イ 参加者数 延べ 65 人
ウ 実施方法 参加希望者を 6 グループに分けて実施
エ 実施回数 6 回（平日・休日各 3 回）
オ 実施結果 意見件数：359 件（当日 330 件、後日提出 29 件）